

摂津市議会

# 文教常任委員会記録

平成24年3月15日

摂津市議会

# 目 次

文教常任委員会

3月15日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	2
委員会記録署名委員の指名 .....	2
議案第1号所管分、議案第9号所管分の審査 .....	2
質疑（大澤千恵子委員、渡辺慎吾委員、柴田繁勝委員）	
議案第22号所管分の審査 .....	58
議案第30号の審査 .....	58
質疑（安藤薫委員）	
採決 .....	61
所管事項に関する事務調査について .....	61
閉会の宣告 .....	61

## 文教常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成24年3月15日(木) 午前10時 開会  
午後4時35分 閉会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長 森西 正                      副委員長 柴田繁勝                      委員 大澤千恵子  
委員 渡辺慎吾                      委員 安藤 薫

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正                      教育長 和島 剛  
教育次長兼次世代育成部長 馬場 博  
教育総務部長 登阪 弘              総務課長 岩見賢一郎              子育て支援課長 大橋徹之  
次世代育成部次長兼教育センター所長 前馬晋策              教育政策課長 若狭孝太郎  
こども教育課長 小林寿弘              教育推進課長 撰田裕美              児童相談課長 北橋ひとみ  
生涯学習部長 宮部善隆              同部次長兼文化スポーツ課長 布川博  
同部参事兼生涯学習課長 池上敦実              同課長代理 岡本 治

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局局次長 藤井智哉              同局総括主査 湯原正治

### 1. 審査案件

議案第 1号 平成24年度摂津市一般会計予算所管分  
議案第 9号 平成23年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分  
議案第22号 障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備に  
関する条例制定の件所管分  
議案第30号 摂津市立公民館条例の一部を改正する条例制定の件  
所管事項に関する事務調査について

(午前10時 開会)

○森西正委員長 おはようございます。

ただいまから文教常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、大澤委員を指名します。

先日に引き続き、議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査を行います。

それでは、先日の引き続きで大澤委員。

○大澤千恵子委員 おはようございます。

先日から、ちょっと時間があいておりますので、大体前回の件で要約はできました。

今回の予算を見ておられますとも、非常にいろんな新しい予算も含まれているわけですが、実際学校の現場を見ますと、非常に私も学校の現場、そして親としての保護者の立場、それから地域の住民の立場ということで学校を見たときに、やはり非常に先生たち、努力をされているというふうに思います。

ただ、努力をしている中で、保護者の方たち、それからもっといろんな実は子どもたちの弊害、いろんなことが問題として起こっているわけで、とても学力を向上するというような状況にまだなっていない状況だというふうに思っております。

先生たちのやることで学力を向上させて、子どもたちの教育を考えるという以前の問題で、いろんなさまざまな用事が非常に多くて、私たちも見ておられますと先生たちも大変だなというふうに感じております。

その中でも学校の学力に関しましては、子どもたちは塾に行っているのが現状でございますし、塾通いをして、学校の勉強よりも塾のほうで勉強をするほうが効率がいいというような子どもたちも非常に多くいるのが現実だというふうに思っ

ております。

家庭の教育力が非常に低下しているということでございますので、保護者自身が子どもを押しつけるというよりも、保護者自身のまず教育というか、自分自身の自覚に欠ける行動、こういったものが本当に多く見受けられる。親学とか、親の学習、親の指導ということを非常に教育委員会の方たちも考えていらっしゃると思いますけれども、そういった道徳的な観念、それから社会通念上の倫理観、こういったものも非常に欠如してきている親がいるのも現実だというふうに思っております。

こういった教育の現場を見たときに、やはりどうしてもそういった倫理観とか道徳教育の低下というのは、いじめを初め、それから学級崩壊、そして青少年の生活態度の乱れ、こういったものに結びついているのかなというふうに感じております。

家庭が社会生活上必要なこういった道徳観を教えていない中で、そういったことを学校教育の中にも求められているというのは、非常に大変だというふうに思っておりますけれども、私はやはり教育というのは競争原理が働くべきだというふうに思っております。

実際、私の長女は私立に行っておりましたけれども、縄跳びの順番を番付で位置づけておりました。そのために少しでも上の級に行こうと日々努力をしておりましたし、今現在、下の息子、去年はマラソン大会は7位で非常に悔しい思いをした。毎日毎日朝5時半から起きて、走って、こしは1位になりました。やっぱりこういった競争原理というのは子どもをやる気にさせる一つだというふうに思っております。

その中で、学力テストの公開というこ

ともありますけれども、これに関してはやはり私は保護者の方たちとこの学力テストについて話をする機会がありますが、やっぱり自分のところの学校がどんなふうな学力であるのかということやはり知りたいという親は非常に多いです。実際自分のところの、例えば小学校区、五中校区、一中校区、この校区との学力の差はどうなっているのかということを知られることは非常に多いです。

ですから、私は学力公開というのは決して悪いものではないというふうに感じておりますし、そのあたりを教育長はどのようにお感じになっているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

それから、実際、先生間の中でもやはり競争の原理というのが働かないといかないのかなというふうに思っております。

昨日、私は五中の卒業式に出席しました。非常に卒業式、私は感動しました。先生たちも子どもたちも涙を流してこの卒業式を迎えられたわけでございますけれども、やはり先生の思いというのが最後の卒業のときに感きわまって泣かれたのかな、いろんな問題があって、いろんなことを乗り越えられて、そこにやはり苦勞とかいろんな問題があったからこそ乗り越えられて、涙も流されたのかなというふうに客観的にとらえさせていただきました。

ですから、そういった先生たちの努力がやはり報われる、努力をしている先生と努力をしていない先生、こういった教師間のやはり競争原理も働くべきじゃないかなというふうに思っております。

ですから、今後、こういった市町村の教育委員会が評価制度という、今、橋下元知事がいろいろ評価制度のことについて出されておりますけれども、こういったことを実効性のあるものにするように、

やはり一部はそういったところも取り入れていかなければいけないなというふうに思っております。これに関しましても教育長のご意見をお聞かせいただきたいというふうに思っております。

保護者と地域がいろんな意味で学校を評価できる、そういったやはり仕組みも非常に必要ではないかなというふうに思っております。

実際、細かいことに関しましては前回の質問とさせていただきますので、大枠でこのことについて、最後に教育長にご質問して、質問を終わりたいと思っております。

○森西正委員長 教育長。

○和島教育長 学力の個票問題ですけれども、学力・学習状況調査の結果の公表につきましてはご承知のように、これまで、今年度までは市町村別の公表が行われていました。

そして、24年度については先般の議論の中にもありましたけれども、各学校の結果について個票ですね、子どもたちが受け取る個票の中に自分の点数と、それと自分の学校の点数を載せるというようなことが今議論されているところでございます。

この問題につきましてはいろんな考え方がございます。先般の議論の中でもそのことをすることのメリットとデメリット、それぞれあると思っておりますけれども、ある意味では子どもにとって一つの学校、自分の学校が高いレベルにある、低いレベルにあるといったときに、いろんな劣等感とか優越感とか、それがどのぐらいの根拠があるのかなということも一つ問題になると思っております。

全体の中でどういうレベルにあるのかということもあります。自分はこの学校で優秀なんだということでも、全体で見

ればどうなんだということもありますので、その辺のことを今議論をしている最中でございまして、教育委員会として、今後この問題をどう取り扱っていくのかというのは、今議論しております、最終的には定例の教育委員会議の中で結論を出していくことになるかと思えます。

それで、よく言われますのは、やはりこの個票問題については学校別の順位づけにつながり、過度の競争になっていく心配があります。もちろん競争の必要な場合もありますけれども、その扱いですね。競争についてはいろんな位置づけがあると思っております。

それと、学校評価の問題ですけれども、この問題につきましても、これまでご承知のように、学校には各学校協議会があります。そして、学校では学校教育自己診断をしております。そういうことで学校関係者、保護者の方、あるいは生徒、そしてまた教職員がアンケート調査などで明らかになったいろんな問題について、自己評価しているというのが今の現状です。それで、そこから出てきた課題をこれからどう扱っていくんだということが問題になってくると思っております。課題が見つかったけれども、それをどう生かしていくのかということが今後の大きな課題だと思っております。

それで今、学校協議会の位置づけにしましても、いろんな学校によって、鳥飼小学校なら鳥飼小学校の学校協議会はどういう活動をしているのかとか、教育委員会のほうでも、年度初めの計画書と、1年間取り組んだ評価の結果の報告書を見ておりますけれども、表面的なものが多く、私から見てもまだまだ踏み込んだ内容にならないといかんだろうと思えます。そういう活動が実際に学校づくりの中でどう生かされていくのかとい

うことになれば、さらに突っ込んだ議論が必要だろうなと思っております。

ただ、私はやっぱり関係者評価ですね、第三者評価よりも関係者評価でもっともっと自分たちの学校を見詰め直して、課題を把握していく、そして解決に取り組んでいく、そういうことかなと思っております。

○森西正委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 質問は終わったんですけど、今、教育長のほうからアンケート調査というお話がありましたけど、実際アンケート調査というのは本当にアンケートをとっているだけで、カリキュラムの内容ですとか、それから例えば教材のこと、こういったことに関しては、アンケートというか、そういった評価はされていないと思います。ですから、そういう点も含めて今後考えていただきたいということを強く要望いたします。

○森西正委員長 ほかに質問ございますか。

渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 それでは、質問させていただきます。

ページとかそういうことは飛ばして質問したいと思います。というのは、あなた方が皆つくりはったことですから、すべて言うとする質問はページ数を言わんでもわかってはると思しますので、質問させていただきます。

それでは、まず教育委員会の運営について質問をしたいと思えます。

私は再三再四いろいろ教育委員会のあり方ということで質問させていただきました。いろんな意見があったと思うんですけど、24年度はどのような方向で教育委員会会議とか、教育委員会が運営されていくかということ、その辺、ここに教育委員がおられるのは和島教育長だ

けですので、お答えをお願いしたいと思います。

それから、校務員の共同研修事業なんですけど、正式な校務員さんがおられて、補助的な非常勤の校務員さんがおられるわけなんですけど、たしか以前は校務員さん1人で学校運営されとったん違うかなという感じがするんですけど、校務員さんが2人でどのような、いろいろ前回は質問させていただいたと思うんですけど、業者を入れて学校の営繕というか、そういう形をされとるわけなんですけど、どの辺を2人でこなしていかれるのか、そういう点もお聞きしたいと思います。

それから、学校部活動について、これもいろいろほかの委員からも質問があったと思うんですけど、部活動をもう一遍、どういう形でこの事業を助成していくのかお聞きしたいと思います。

それから、教職員の資質向上の教育研究事業なんですけど、これにいろいろ絡めていきたいと思うんですけど、教職員の資質向上ということで、例えばいつも私たちが言う国旗・国歌の一つの問題もあるんですけど。

昨日、私も卒業式に出ておまして、感動いたしました。PTA会長の安藤委員がおられて、最後のPTAの会長の贈る言葉も非常にすばらしいあいさつでございまして、私も感動したわけでございます。

起立せよと、また歌を歌えということで、大阪府教委、また大阪市教委がそれぞれ条例を制定、可決されたわけなんですけど、昨日見ておますと、起立は全員されておったんですけど、国歌斉唱に関しては、当然子どもたちも歌ってなかったし、教員のほとんどの方が歌ってないような状況でございました。その点に関して、状況をお聞きしたいというふうに思

いますので、よろしくお聞きしたいと思います。

それから、教育委員会が購入して学校に配布するものと、学校でさまざまに購入して、それぞれの子どもたちが個々に購入するようなこともありますし、学校が購入することも、いろいろ備品があると思うんです。

特に制服の問題、それから体育の体操服に関して、どのような状況になっているのか。業者の問題もありますけど、どのような状況になっているのか、お聞きしたいというふうに思います。

それから、修学旅行の件ですけど、先ほどメールボックスを見ましたら、一応資料として修学旅行の23年度の業者が載ってました。ニュートラベルですかね。その業者がやってはったということがわかりましたけど。これいつごろからこのニュートラベルという業者がやっているのか。

これ10年前からこの質問をさせていただいているんですよ、この修学旅行に関してね。それぞれの学校が単独でやってることやからということとは通用しないんで、学校がある程度、私は以前の質問の中でも公平性をしっかりと担保せなあかんので、入札制度とか、それから保護者の意見を聞くとか、さまざまなことで私質問してきました。

今年度まだ検討中というふうになりましたけど、どのような状況でされるのか、一遍お聞きしたいと思います。個々の学校の問題とは思いますが、お聞きしたいというふうに思います。

それから、学校・家庭連携支援事業、これに関しても一応また説明をお願いしたいと思います。私はほかの委員と質問が重なるかもしれませんが、全然立場が違うということもありますので、再度

ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、要保護及び準要保護児童の状況もお聞きしたいと思います。

それから、決算のときに質問したと思うんですけど、民族学校に在籍する児童に対する扶助費の件です。後で言いますが、人権教育の中で拉致問題も何か組み込まれたというふうにお聞きしましたので、その点も踏まえて、この民族学校の扶助費の件に関して説明をお願いしたいと思います。

それから、今言うた人権教育の件です。これも拉致問題が入ったということで、どのような方法でこれから人権教育をされるのか、そのこともお聞きしたいと思います。

それから、学力テストの問題ですけど、安藤委員、大澤委員が質問されておりましたが、前回、若狭課長のご答弁に気になる点があったんで、もう一度、同じような答弁で結構ですけど、お願いしたいと思います。

それから、こども会育成事業です。これもいつも質問させていただきますけど、この24年度はどのような方針でこども会の活性化を図っていくのか、その点もお聞きしたいと思います。

それから、武道の必修化の件ですけど、非常に悩まれておられるのはよく私もわかりまして、私は武道の専門家ですけど、そこから考えたら、非常に短時間の授業でどのようなことを教えるのかなというのは非常に私も危惧を感じるわけですけど、これも他の委員から質問もありましたけど、どういう状況で、どういう授業を展開されるのか、再度お聞きしたいと思います。

それから、第6集会所の件ですけど、例の指定文化財ということになったんですけど、一応修理補修をして、維持をす

るということをお聞きしました。そして、今後の運営は地域の方々の意見を聞きながらやられるということをお聞きしました。

摂津市に素晴らしい人材がたくさんおられるんですよ。その1人は私知ってるんですけど、例の大阪市の職員でございまして、平成中村座というのをご存じですかね、扇町公園で中村勘三郎、当時勘九郎やったかな、平成中村座というのを興した、そういう担当の大阪市の職員がおられまして、例えばああいう港区の倉庫を改造して小劇場をつくったり、そういうことに携わっている方がおられました。

それから、維持運営に関しても、行政だけがしっかりやるということもこれから大変なんで、民間のさまざまな力を借りながら、市民の力を借りながら、管理運営する必要があるんじゃないかというふうに思いますけど、その辺、どういうふうに思われるのか、お聞きしたいと思います。

1回目は以上です。また、思い出したら新たな質問をするかもしれませんが、よろしくをお願いします。

○森西正委員長 答弁をお願いします。

岩見課長。

○岩見総務課長 校務員の配置等につきましてのご質問に答弁させていただきます。

以前、学校校務員につきましては、中学校におきましては正規職員が2名、小学校については正規職員1名と臨時職員1名の配置で運営をしておりました。その後、第3次の行財政改革の中で、中学校正規職員を1名にし、小学校も1名にするということで、あと校務補助嘱託員ということで各学校に非常勤を1名ずつ配置をさせていただいたものでございま



す。

非常勤と正職との職務の分担ということでございますけれども、非常勤につきましては正規職員の校務補助ということでございますが、日々の業務も書かれております。その中では学校内外の清掃等、また除草、正規職員が行います剪定等の後の清掃等、いろいろ日々の業務もございます。

また、学校内での表示する看板等を校務員が作成するわけですが、その補助ということでペンキでの色塗りとか、いろいろ手伝っておるところでございます。

したがいまして、正規職員は日常の業務についており、その指示のもと非常勤が業務をするというような立場でございます。

○森西正委員長 若狭課長。

○若狭教育政策課長 教育政策課に関わりますご質問にご答弁いたします。

まず、中学校部活動の助成についてご説明いたします。本年度と同様、まず中学校5つの部活動に対しまして助成金、これは30万円ずつ来年度も補助いたします。この内容につきましては、今年度各校区でこの30万をどのように使用したかと申しますと、バレーボール、バスケットボール、そういった消耗品、それから吹奏楽器修理、あるいはコート等のライン消しテープでありますとか、ネットの購入に充てております。

それから、対外競技参加費補助金ということで、全国大会に出場します部活動の交通費並びに宿泊費の一部を補助しております。

部活動助成金でございますが、一律30万円ではございませんでした。申しわけございません。生徒数に応じて若干のプラスマイナス、増減があります。

それから、部活動指導者謝金、外部指導者の派遣ですが、この報償金を24年度も計上しております。今年度は5つの中学校12部に対し、外部指導者を派遣しております。

それから、以前から指摘されておりましたその部活動の課題、生徒数の減少によります学校のダウンサイジングによる部活動の編成運営ですね。これの数、種類、これが必ず生徒、保護者のニーズに沿ったものでないという状況も発生している。あるいは経験のない種目を担当している顧問が、少なからず悩みを抱えていると。

こういった問題に対応するため、中学校部活動の経験がありますOB、これを振興相談員として配置しまして、課題の集約、今後の方向性、これらをまとめたいなど。それから中学校部活動顧問の相談窓口にもしたい。これが一部新規事業でございます中学校部活動振興相談員の配置でございます。

2点目、制服、体操服等の購入の状況でございますが、これは学校ごとに業者を選定してるんですが、今学校からも相談を受けてますのは、新規の業者がなかなか参入していただけないと。制服を完全に変えるときには改めて参入したいという話なんです。今現状の制服については参入する意思はないというお話も聞いております。できるだけ多くの制服、体操服販売業者、これはこちらも指導しておりますが、学校のほうも保護者の理解を得るためにも、複数業者から対応したいと。またその販売のこともございますので、多くの窓口があればありがたいというのも学校からも聞いておるんですが、なかなか新規業者が参入していただけない。あるいは従来から扱っておられた業者がその店を閉まってしまうという

こともありまして、校区内1者しかないということで困っている現状も把握はしております。

3点目、修学旅行でございますが、この間、校長会、それから教頭会であわせて先ほどからご指摘があります公平性、それから保護者の意見集約ですね、こういった点も指導してまいりました。

取扱業者に関しましては、委員ご指摘のとおり1者がここ数年独占している状況でございますが、複数業者の見積もりは全校とも実施しております。

ただ、これは他市からも伺いましたが、小学校の学級数の減少によりまして利益が非常に少ないということで、大手業者が見積もりは提示しますけれど、それ以降は参入する意思を示さない、あるいはみずから撤退するという話も聞いております。

三島地区の他市にも伺いましたが、中学校のほうは大手も参入しているのですが、小学校はなかなか大手業者が入ってこないということで、困っている状況はございます。

ただ、その中でも複数業者の見積もり、これについては全校実施をしていると把握しております。

それから、今年度修学旅行を実施いたしましたして、その実施後の総括、それから24年度に向けての検討ですね、これもすべての学校で実施しております。それぞれ少しずつ状況は違いますが、実施後、すぐに当該の学年、それから引率者、あるいは同行者のほうで総括会議、課題を整理しまして、行き先も含めて細かいプログラムまで総括をしております。その上で企画委員会、あるいは宿泊行事委員会等で課題を検討しまして、後に職員会議で論議をしております。

平和学習の総まとめ、広島の平和公園

につきましては、単なる行き先検討にとどまらず、各校の6年間の平和学習の総まとめであると、そういった位置づけから、その内容が単なる行き先の場所の検討としてではなく、学校の平和学習のカリキュラム上の検討にもつながっていると。現時点で平和公園を行き先に設定していることについては、最適な場所との判断、あるいはそれを変更に至る課題があらわれていない等の理由で、継続して平和公園を行き先に指定しております。

宿泊地、あるいは前後の体験学習、これについては3年周期で変更している学校、あるいは課題があればすぐに変更している学校等ございまして、これについては毎年幾らかのところでも変更していると。今年度、24年度についても変更があると聞いております。

人権教育の中での拉致問題でございますが、これは以前から各校に「めぐみ」という教材のDVD配布を行っています。これについて活用するように各校にも連絡周知しているところでございますが、本市でも人権教育実践計画、それから人権教育担当者の必携冊子がございます。これを学校に配布しておりますが、この中でも明記しておるところでございます。

それから、学力調査についてでございます。大阪府の学力・学習状況調査が、今年度23年度、同じ内容で同じ実施要領で24年度も示されておるのですが、一部改定されたところについて先日ご説明いたしました。といたしますのは、児童生徒の中の個票の中で、今年度なかった学校ごとの結果、正答率等の結果が記載されるというところでございます。

これの記載する理由でございますが、先ほど大澤委員からもご指摘のあった、児童生徒の所属している学校の状況ですね。これは当該の児童生徒、あるいはそ

の保護者にとっては必要な情報ではないかと。そういったところからも、府教委はこの個票の改定を示したところでございます。

当該の児童生徒、あるいは保護者にとっては、これは個人の結果、成績と等しい情報ではないかと考えるのですが、ただこれが他校の保護者、あるいは一覧表めいた市全体の学校ごとのデータですね。これは当該の子ども、保護者以外の者にとっては、これはまた別の情報として、例えばランクづけの要因になってしまう、あるいは点数のひとり歩きが考えられる、そういった危惧がありますので、この改良を望んでいるところでございます。

○森西正委員長 大橋課長。

○大橋子育て支援課長 渡辺委員の2点のご質問にご答弁申し上げます。

まず、要保護、準要保護の状況ということでございますが、就学援助の対象になります準要保護児童の数につきましては、平成16年度に認定率が小学校で41.5%と過去最高の認定率を記録しております。ただ、このときには認定の基準額が390万円台と、今よりも少し高い基準額であったということも影響していると思われま

す。このときの中学校の認定率が30.6%ということになっております。

その後、この認定基準額は360万円台の後半から370万円台の前半でずっと推移をしておるわけなんですけれども、小学校の認定率については、その後37%、38%、39%前半ぐらいで推移をしております。平成22年度、何回か答弁させていただいておりますが、39.81%と、この16年に次ぐ認定率になっております。

中学校のほうは16年30%台だったんですけれども、その後、上昇の傾向にあ

りまして、平成22年度決算では40%台まで上昇をいたしました。

この辺の分析はちょっと難しいところがあるんですけども、単純に考えますと、中学校の生徒さんの保護者のほうが年齢が上であろうと。そうしますと年功序列の考え方で言いますと、所得は若干なりとも高いということが考えられますが、昨今の低所得化の影響で中学校の側の認定率が上昇してきたということも考えられるというふうには思っております。

要保護の児童生徒さんの数については大体10名から20名程度で、大きな変動というのはいりません。

次に、民族学校の件でございますが、決算の折に渡辺委員からいろいろご指摘もいただきました。その後、府下42市町村すべてを対象に、この民族学校に対する就学援助と申しますか、支援の状況について調査をさせていただきました。

その状況でございますが、本市のような制度、個人に対する給付の制度を持っておる市が8市、その他、学校に対する補助金等の制度を持っておる市が7市、全くない市が27市という状況になっております。

この本市と同じような制度の8市のうち7市が北摂の市ということになっておりまして、制度を設けた年度についても、昭和57年、58年ぐらいと思われま

す。本市もそうなんですけれども、このあたりに北摂の中でそういう協議と申しますか、話があって恐らく歩調を合わせたのではないかと申す。今後はどうなるかというふうには考えておりま

す。今後なんですけれども、この問題については政治、政策的な問題が非常に大きいということは前回は答弁させていただいたんですけれども、それ以外に、現在国のほうで朝鮮高級学校に対する無償化

の問題、これも非常に流動的な部分がございます。それと大阪府のほうで独自で持っておられる補助金、これについても非常に流動的で、大阪府のほうでも今けんけんがくがくの議論をしているということでは聞いております。

そのあたりと北摂の状況ということも総合的に斟酌いたしまして、対応していく必要があるというふうには考えております。

○森西正委員長 北橋課長。

○北橋児童相談課長 学校・家庭連携支援事業についてご答弁申し上げます。

学校・家庭連携支援事業は、今年度まで学校・家庭連携支援モデル事業というふうにしておりましたが、このモデルを今年度外させていただきました。

家庭教育相談員を小学校5校を拠点校にしまして、各中学校区に1名配置してまいりましたが、不登校や問題行動などの解決のために、家庭訪問等を通して保護者に寄り添い、保護者の悩みを聞いたり、子どもの学校への登校への促しや支えをする中で、大変効果を上げてきていると考えております。

今回このモデルという名称を外しました経緯は、一定の成果を上げる中で、この家庭教育相談員の取り組みが学校園に定着してきたというふうに加え、さらにこの取り組みを発展させるために中学校区での生徒指導体制をさらに充実させるということで、教育政策課の実施いたします学校安心サポーターとも連携しまして、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等とも連携し、子どもへの支援をチームで行うことで、さらに家庭への支援、子どもへの支援を充実させてまいりたいというふうを考えております。

○森西正委員長 撰田課長。

○撰田教育推進課長 教育推進課に関わります質問にご答弁申し上げます。

国旗、国歌についてでございますが、卒業式、入学式におきましては、学習指導要領に基づき国旗を掲揚し、国歌を斉唱し、厳粛な雰囲気の中で、適切に指導していくものと考えております。

これまでも校長会や教頭会を通じて指導を行うとともに、各校園へのヒアリング等、また予行での説明や練習についても指導を行ってまいりました。尊重する態度、それから正しい認識を持たせることは大変重要であるにとらえており、今後も指導を行ってまいりたいというふうを考えております。

続きまして、武道に関してのご質問にお答えいたします。

武道に関しましては安全に実施することが非常に重要であると考えております。これまでもご答弁いたしましたように、男子は来年度柔道及び剣道、女子は全校で剣道を履修する予定で進めており、また1、2年生では男女とも必修化されます。

指導の時間ですけれども、大体年間10時間程度ということを目安として、指導計画等を作成しているところでございます。

指導内容に関しましては、伝統的な行動の仕方を守る、また礼に代表される伝統的な考え方を理解し、相手を尊重することが求められており、精神や考え方と実技の両面での研修が必要ということで進めているところでございます。

また、大阪府の指導のもと「中学校武道必修化に向けた地域連携指導」により、専門家との連携も指示されていますことから、より安全に行うため、大学教授を初め、連携をとりながら進めていきたいというふうを考えております。

また、生涯にわたって運動に親しむ資

質を育てることから、武道の特性を理解させ、武道嫌いをつくることなく、安全な授業づくりのための研修を行っていきたいと考えております。

○森西正委員長 小林課長。

○小林こども教育課長 こども会についてのご質問にご答弁申し上げます。

市内にはこども会が平成23年度76団体ございます。また、こども会活動は地域でされてるんですけども、市のこども会、市こ連に加入されていない団体というの9団体ほどございます。23年度はそういったこども会活動の実態を私どもも把握したいということで、アンケート調査というのをこども会の会長さんあてに実施をいたしました。

内容につきましては、こども会の活動であったり、運営上の課題であったり、役員さん、指導者の現状、また市こ連で行っております行事、イベント等、会議、そういったことに対するご意見、要望等について盛り込みました。

それぞれの単位こども会では、ソフトボール、キックベースボールとスポーツ活動に加えまして、資源回収や美化活動、こういったものもされておりますし、活動を行う工夫として、前年度の役員さんからの例えば引き継ぎノートをつくられているとか、高学年の子どもたちに自主的に企画運営をさせるといったご意見もございました。

また一方、課題といたしましては、役員さんのなり手が少ない、また会長だけに負担が偏っている、そういったこともございました。できるだけ多くの方に参加してもらうために、例えば学校や自治会の掲示板にポスターを張るであるとか、自治会と協力して回覧板を回す、こういった工夫をされているところもございました。

また、市こ連に対する意見といたしましては、行事であったり会議等の負担が大きくて大変だといったご意見もございました。さらに、こども会の魅力とかメリット、もっと積極的に市としても発信してほしい、そういったところをご意見としてちょうだいいたしております。

今後、これらの結果を踏まえまして、こども会の市こ連の中でも議論をしていただいておりますし、今の時代に応じたというんですか、こども会活動を今後考えていっていただかなければならないと思いますし、市としても方針、方策なども改めて考えなあかと考えております。

現在、こども会、青少年指導員さん、PTA協議会、この3団体が集まっていたきまして情報交換会というのを定例的に行っていたいております。そういった中で、何か同じようなことをやっているのであれば事業を一つにできないかとか、お互い協力し合いながらPRをしようとか、そういったことで話し合いを定例的に行っていたいております。

また、こども会の活動については自治会の活動とも密接に関係もがございます。そういったことも含めて、こども会の活性化については、こども教育課だけで1課完結する事業ではないとも考えております。いろんな他団体、また他課との事業、また団体との連携、こういったことがこども会の活性化にもつながると思いますので、この辺を24年度については一層検討し、推進していきたいと考えております。

○森西正委員長 池上参事。

○池上生涯学習部参事 第6集会所に関するご質問にご答弁申し上げます。

24年度につきましては、市指定有形文化財として維持保存するための修繕を行ってまいります。当面、財政上は集

会所としても維持することを考えておりますが、今後の活用につきましては、他市の事例におきましても、有形文化財として指定した対象物をただ単に保存するだけではなく、地域の活性化に使用される例もあることから、保存に加えまして活用を図っていくとすれば、演劇興行をされていた歴史的な背景もあることから、運用等の活用につきましては、本市の文化連盟、演劇協会、音楽連盟等の団体の方々との連携も可能性も模索しながら、また地元の考えを十分に配慮する中で、どのような活用がふさわしいのか検討してまいりたいと考えております。

○森西正委員長 教育長。

○和島教育長 それでは、教育委員会の運営についてのご質問でございますけれども、この問題につきましては、本会議の代表質問の中でもご答弁しておりますが、ご承知のように、この問題はやはり教育委員会が形骸化しているんじゃないかということが、社会的に大きな議論を呼んだところでございまして、以前に北海道滝川市のほうでいじめを原因とする自殺が起こった。子どもが亡くなったというような事件がございましたけれども、当時、その責任の所在がどうだったんだとか、いろんな問題がございました。そういうことから、教育委員会の形骸化という問題が指摘されたところでございます。

それで、国のほうでは地教行法の改正ということで、2004年にまず改正されました。その中ではやはり学校評価という問題ですね、先ほど学校協議会について、少しお話ししましたけれども、学校運営協議会を規定したというのがそのときの改正でございました。

それで、あと2007年ですか、2007年のときには大改革ということで、

教育委員会の責任体制の明確化とか、活動をもっと充実しようとか、組織運営の弾力化とか、いろんなそういうことを目的とした改革がなされました。

摂津市の教育委員会はどうかと言えば、やはりそういうことも受けながら、それ以前からこの会議の活性化については努力を重ねてきたと私は思っております。

その中の一つに、やはり大きな問題は開かれた教育委員会議であるべきであろうということで、それについては教育委員会の中でも議論がありまして、現在では会議の公表ということで会議録の公開ですね。あと開催通知ですね、市役所の玄関ロビーのところに会議案内を表示するとか、傍聴制度がありますとか、いろんな取り組みをしてきました。そういう中で傍聴をしていただいた議員の皆様もおられますし、できるだけ私たちは開かれた教育委員会議にして、皆さんに見ていただきたいというのが基本的な考え方でございます。

そういう中で、今現在、どういう状況になっているかということでは、運営のありようについては、過去数回、協議会の中で委員5人が教育委員会議はどうあるべきなんだという議論を重ねてきました。その中で、私が感じておりましたのは、提案しましたのは、いろんな問題がありますが、事務局から提案された議案ですね、議案審議、大体1回の会議は2時間、多いとき3時間を超えることがございますけれども、その中で非常に議案審議に時間がかかり過ぎていると私は思っています。

それで、定例的な議案もありますので、そういうことはできるだけ短く議論をして、結論づけて、そして私はやはり学力問題とか、いじめ問題とか、不登校問題、あるいは先ほど質問に出てました学校評

価値のあり方とか、いろんなテーマがあるんですけども、そのことに時間をかけて、5人の委員が本来もっと議論を深めて、そしてどうあるべきか、これからどうしていくべきだという議論、そういう議論をやっていきたいということで、過去に数回そんな話をして、修正していきましようという話になるんですけども、実際に開いてみたら議案審議に非常に時間がかかっている。ほとんどが議案審議で終わっているというのが実状であります。もちろん教育方針を決めるとか、事務の点検、評価とか、そのときには議案審議にも時間がかかりますが、定例的なものもかなりありますので、そういうことを何とか事務局を預かっている私としては改革していきたい。そして、本来の教育のあり方、子どもの身近な問題について、もっと議論を深めていく、そういう会議に今後していきたいなと思ってるところでございます。

ですから、形骸化と言われまして私には決して摂津の教育委員会が形骸化にはなっていない、かなり議論はされているとそのように考えております。

○森西正委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 その教育委員会議の件は一番最後にしたいと思えます。

校務員さんの役割分担ということで、非常に前回決算のときも質問させていただいたと思うんですけど、例えばここまでは業者を呼んで専門家にやってもらう、ここまでは校務員さんがやってもらう、そこから先、校務員さんの指示に従ってその補助の臨時職員がそういう形で補助を、手伝いをやるというような形。仕事の内容が、我々としたら非常にわかりにくい。その線はどうなっているのか。そういうことが非常にわかりにくいんですけど、そういう点をきちっと我々がわか

りやすいように、何かそういう書類、役割分担表みたいなものがあるんですかね。そういうのがあるんやったらお聞かせ願いたいと思うんです。

それから、学校部活動の件です。これも過去において、何回も質問させていただきました。部活動を何年間かずっと、例えば摂津市でもソフトボールなんか全国大会に行ったりする、すごく盛り上がったこともあるし、それが顧問がかわたり、やっぱりその生徒も卒業したり、いろんなことをしながら衰退と隆盛が交互に来るような部活動があるわけです。

しかし、新たに起きてきたそういう力、例えば私は剣道の一つのこと、事例を挙げさせていただきまされたけど、やっぱりそれなりの選手が出てきたり、ほかのスポーツでもそういうのがあると思うんです。

そういうことで保護者から要望があったときに、従来の部活動があるからできませんというような形で学校サイドが断る事例が多いわけです。

そこで、一つの議題として、1年間なら1年間の区切りで、例えば有名無実じゃないんだけど、名前だけ残っているけど実際部員がほとんどいないとか、大概そういう昔からこれをやっているからやっているというような感じの部活動も現実にあるんじゃないかというふうに思いますので、その辺、今後そういうような検討委員会みたいなものをつくりながら、その時代時代の状況があると思うんですけど、そういう形で新たな部活動を興すとか、またこの部活動は廃部じゃないんやけど休部さすとか、そういうことをするお考えはないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、私、質問を忘れとったんですけど、小中学校の副読本の扱いはどの

ような副読本をお使いかということをお聞きしたいと思います。

それからもう1点、前年度教科書が採択されて、今度中学校で新しい教科書が使われるんですけど、新聞にことしの2月16日に載ってたんですけど、外国人参政権制限は差別ということを行っている教科書を使っているところがあるということで、採用中止を求めて提訴されたということなんですけども、うちの教科書の内容は僕も見えてないんですけど、そういうような内容のことを書いている教科書かどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、1回目に質問したものに返りたいと思いますが、学校の制服の件ですけど、非常に保護者からいろんな意見が出ています。そうでなくてはならないという考え方が非常に学校サイドにもあって、例えば制服はこの制服で決めたんやから、その制服をちゃんと供給してくれる業者じゃないとあかん。それはそれでわかるんですけど、その業者が少なくなったら、また制服を新たに考えていくことも必要だというふうに思うんですよ。

1社しかないからといって、ほんなら独占企業になってしまうわけですよ。そこに保護者の不満がいっぱい出てくるわけです。談合とか、そういう話になってくるわけですよ。こんなことは普通ではあり得へんことでね、現実にはそういうことが話題になった学校の運営協議会、そういうことがあるわけですよ。

非常に劣悪な制服、それから体操服を着て、こんながこんな値段するの。新入生になったときに、やっぱり被服費、制服やら体操服だけで6万から7万円使う言うてね。これが本当に正当な価格なのかというような、一つの意見を言って

いる保護者もたくさんいるんですよ。

だから、後ほど言います修学旅行もそうなんですけど、学校サイドの感覚がちょっと世間からずれてるんですよ。

例えばポロシャツにしても、白いポロシャツやったらごまんとあるわけですよ。体操服の中で。そうでしょう。その業者が扱う白いポロシャツ以外でも、いっぱい、例えば挙げませんが、いろいろ有名なユニ何とかというのもあったり、いろんな業者がごまんとあるわけです。

それにプリントで校章をつけたらそれで済むようなことが、現実にその業者じゃあかん、その業者のポロシャツじゃないとあかんという感覚が僕はわからへんですね。そういうことを踏まえて一遍ご答弁いただきたいと思います。

それから、家庭教育相談員の件はわかりました。

それから、学校・家庭連携支援事業もわかりましたので結構です。

それから、要保護、準要保護の状況というの、これも実態はわかりました。

そこで、要保護、準要保護の方々の中で、例えば修学旅行なんかは、助成が多分その中から出てると思うんです。修学旅行の助成金を保護者に渡してるんですけど、ちょっと違うかもしれんけど、それが正しく保護者が修学旅行に対してしっかりお金を使っているのかというのが、私は疑問に感じるんですよ。そういう形の補助を出してるんですけど、従来、教育委員会がしっかりと考えて、こういうために補助金を出している、そういう考えがあって出されておると思うんですよ。それがきちっと正しく使われているかどうかという、その後の調査をされたのか。前もそういう質問をしたことがあるんです。その時に実際、職員の方々がその修学旅行費を親が使い込んでいて、



修学旅行に行けない子どもたちがおるから、職員の何人かが出し合って行ってるというご答弁をいただいて、それは不健全じゃないか、好ましくないんじゃないかと一遍、私、決算か予算の審査か過去において、そういう質問をしたことがあるんですよ。実際、現在でもそういうことになっているんじゃないかという危惧があるんですよ。その点もお聞かせ願いたいと思います。

それから民族学校の扶助費なんですけど、北摂というのは物すごく仲がいいというか。例えば、修学旅行の業者も大体北摂は皆一緒です。数年と違って、ずっと前から違うかなと思うんですけど、それがどこでどういう話になっているのか、わからないのです。

例えば、教育委員会で民族学校に対する補助を出すべきだという、きちっとした会議の中でされたんだと思いますけど、その内容がわからないのですよ。例えば、勘ぐった話ですけど、組合の中でそういう話になって、それが実行されているような感じがしてしょうがない。北摂の。だからその点が非常に、これから言う修学旅行の件に関しても平和教育の一環やと言うけど、みんな北摂が同じようなところで同じ業者を使って、これ何年もいつてるということは、これ異常ですわ。修学旅行の件に関しては、課は違うんですけど。その点についてもお聞かせ願いたいと思います。

修学旅行の件ですけども、さっきも言いましたように、私、いろんな旅行業者に調査したら、修学旅行はむちゃくちゃおいしいって言うわけです。やりたくてしょうがない、そんな話だったらいつでも言うてくださって。それで何年もそんな業者がやっているのはおかしいんじゃないですかと言うてるわけです。

皆さんご存じのように、泉大津市の中学校の校長先生の問題もあります。これは私の知ってる捜査関係者から聞いたら、これは多分100%に近い確率で内部告発だと。学校に関してはこういうことは関与できない。ほとんどこういうのは内部告発しかないって言うてました。だからそれだけね、逆に言うたら閉鎖的というか牙城になってるわけです、学校というのが。何をやってもええんとちゃうかって、これは私の勝手な考えですけど。そのようにとらわれてもしょうがないわけですよ。このことに関して、私だけが言うてるんじゃないですよ。

これ、PTA総会の資料です。この中で議論されてるんです。これは運営委員会でも質問があって、この事件について非常に保護者の間で疑問が投げかけられているんですよ。その中で制服問題も挙がっているんですよ。制服問題。おかしいじゃないかって。これはPTA総会の資料。PTA会長の見解ということで、これちょっと読みましょうか。これは制服の件なんですけど、「製造販売業者2社だけというのは独占状態で、談合による高値設定が考えられます。制服組合なるものは談合組織と考えられ、市の入札事項ではないので法令違反にはならないと思うが、業者選定が学校にあるなら、今後この運営委員会で議論された疑問や意見を尊重し、保護者側と同等の商品や実勢価格や粗悪な品質の製品を排除することに十分に話し合い、業者側に申し入れをすべきであると考え」と書いてあるんですよ。こういうふう書いてあるんですよ、PTA総会で。私が勝手に言うてるのと違うんですよ、これ。

それで修学旅行のことに関しても、非常におかしいと言うて。こんなことが起きるのは、今言うたように、非常にそう

いう監視システムがなさ過ぎるって。ちょっとおかしいんと違いますかって言う、たまたま私がこういう形である市民から資料をいただいたので、こういうことが言えるんですけど、こんな内部資料が出てこないですよ、私らのところに。こんなことを知ってますか、PTA総会のこんな資料の内容を読まれたことがありますか。ないでしょう。

こんなことが公然に語られているんですよ。だからそういう点も踏まえて、修学旅行の件も踏まえて、こういうことを語られること自体がおかしいわけであって、それに関して皆さんにいろいろ過去に10年ぐらい前からこの修学旅行のことを言わせてもらってますけど、どういう議論をしたか聞いても、議論してますと。そういう議論の内容もわからないし、そんな議論をされてるんやったら、こんなPTA総会でおかしいんと違うか出ないわけでしょう、これ。修学旅行もおかしいって。

保護者の意見を聞いて、修学旅行の場所を決めるとか、そういうことをするって言うてはりましたやんか、いろんなところで。これは中学校ですけど。私らのところへ、保護者からそんな話し合いどこでやってるんやろうという意見も聞きますし、これは中学校ですけど、おかしいやないかって、こんなこと出ることないですよ、はっきり言って。あなた方ね、この委員会で、僕の発言に対して裏づけのない答弁をせんといてください。これだけの議論をしたということをしつかりとデータとして、いついつ議論したということ、委員に資料として渡してください。私何回も質問してるんやから。

今回、こういう修学旅行の行き先という資料をいただきましたけど、資料の内容をもっともっと詳しくしっかりと我々

がわかるようにしてもらわんとあかんわけですよ。平和教育の一環で広島やって。広島じゃなくても、例えば、東京の大空襲の問題もありますやんか。いっぱいいっぱい戦争に関することがあるわけでしょう。東京だったら、広島まで1時間しか変わりません、新幹線やったら。費用の問題もあるかもしれないけど。いろんな選択方法が山ほどあるのに、例えば、その業者の中では修学旅行なんかさせてもらえるんやったら私ら飛んで行きますよっていう業者もおるわけですよ。どういう情報のもとで、2社しかおらへんとか、皆やりたがらないとか、そんなことになりますか。何か変な話し合いがされとらんちゃうかって勘ぐりたくなりますよね、当然そういうことになってきたら。違いますか。そういう点を私らにわかるように説明してください。

それから学力テストの件に関してですけど、例えば過度の競争とか、そういうことは望ましくないと言うけど、先生たちの気持ちもわからんでもないんですよ。私たちの範疇における小中学校のときは子どもはのんびりとそれなりに楽しく明るくやってもらいたいという気持ちは、それは先生の気持ちとしてあるのはよくわかるんですけど、しかし、例えば、競争の原理は、すべての面においてこれは関わってきますよね。平等で等しくやるということは、実際の話、不可能になってきます。これは人間として生まれたら必ずどんな状況でも競い合いとか競争というのは発生するわけであって。過去、ずっと教職員組合からいろんな何十年間の間でやってきた中で、平等平等、公平性っていうことを、ある意味これは非常に正しいことなんですけど、それが変な悪平等ということを生んできたわけですよ。悪平等。その健全な競争を阻害して、み

んなが同じようなことになることがいい  
と言って、そんなみんなが同じよくなる  
ことなんか不可能なんです。それを  
一生懸命押しつけてきた弊害というのが、  
今いっぱい表れてるわけです。

例えば、私が中学校のとき、岡山市内  
の中学校は、大体50ぐらいあったと思  
うんです。そのときに私の中学校はおし  
りから7番目ぐらいやったと思うんです  
ね。43位ぐらいやったんですね。その  
ときに、岡山市全部でランキングがあっ  
たんです。がんばろうということで一生  
懸命先生たちと生徒が頑張りました。私  
が卒業のときにトップにはならなかった  
けど、2位になりました。それが不健全  
な競争かって思いますか。生徒、先生方  
が一丸となって、例えば、70点以下だ  
ったら、私、みんなの前で先生に「おま  
えは」って怒られました。それで先生の採  
点ミスでほんとは71点やって文句を言  
ったことがあるんですけど、69点やとか  
言われて、採点ミスで。そういうことで、  
非常に中学校一丸となって盛り上がり  
最終的に2位になりまして、非常にあそ  
この中学校はすごいという話になって、  
何か表彰されたか何かになったかな、岡  
山市から。

そういうことが不健全な競争かなと思  
うんですけど。学校別にランキングをつ  
けるのはあかんとか、そんなことを僕  
は考えること自体がおかしいんとか  
ちゃうかなと思うんですけど。劣等感  
とか優越感とかかっていうのは、こ  
れは人間だれでもあるわけであって、  
資本主義社会である限りそういうこと  
は絶えずつきまとうわけであって、  
競争の原理が働かなあかん。中学校  
まではできるだけのんびりした雰  
囲気で育てあげたらいいやないか  
って、例えば、受験だけが教育じゃ  
ないってそのとおりかもしれませんよ。  
しかしそれ

が高校へ入るときとか、また大学へ  
入るとき、就職するときとか、やっ  
ぱりどうしてもそこは競争が働く  
わけですね。

昔、京都の教育で「15の春は泣かせ  
ない」って有名な話ですよ。京都の  
蜷川元知事が15の春は泣かせんけど  
18の春は大泣きやって言うてね。そ  
れはあかんってということで今必死に  
なって京都の府立高校が、例えば、  
堀川高校の奇跡とかありましたね。そ  
のように変えていったわけです。有  
名大学に入ることが人生じゃない  
って先生方は言うてるけど、先生  
方は大概そういう受験戦争を勝ち  
抜いていい学校に行ってる人がた  
くさんおるわけです。その先生方が  
そんな受験戦争だけが教育じゃ  
ないって、よく言うわかって私言  
いたいんですけど。そういうことを  
言いはるんですよ。だから私はあ  
る程度、これは何のために全国の  
学力テストをやらなあかんかと言  
ったら、全般的に日本の学校教育  
自体の学力が下がっていている  
から、これはぐあいが悪いなとい  
う形で文科省はそういうことをや  
っていかないとあかんということ  
を、非常に過去においたら日本  
の学校教育の学力というのは世  
界でも有数だったわけです。そ  
れが落ちていったから、これはあ  
かんということで、今言うたよう  
な一つの大きな流れの中で、例  
えば、そういう面で、よその市の  
学校がそういうことでランキング  
をつけていて、摂津市だけはそ  
んな関係ないってようなことだ  
ったら、そこで一つ、摂津だけ  
がどうこうこうっていうこと  
になってくるわけですから。教  
育基本法は等しく教育を受ける  
権利があるということになって  
いるわけですから、そういう点  
もしっかり踏まえながら、その  
点も再度ご答弁をいただきたい  
です。お願いしたいと思います。

それから国旗、国歌の件ですけど、こ

れも私の関係の方にずっと調べていただいたんですけど、例えば、鳥飼の小学校3校で、国歌の授業を受けてない。そういうことを教えられてないってそういうことらしいです。しっかりと授業をどの辺まで、音楽の授業で国歌の君が代に関してそういう教育をしているのか、その辺もどういう方向になっているのか。現実には卒業式になっても歌えないことだったんです。それを何回も再三再四私も質問しましたし、ほかの委員も質問してはるわけです。皆さんは二言目に「いや、ちゃんと指導してます。ちゃんと言ってます」っていうことをご答弁いただいていますけど、しかし現実こうなっている。その辺、前馬次長に説明してもらいたいです。

それから子ども会の運営の協議ですけど、一生懸命やっていたらいいというのにはよくわかります。実際、いろんな面から子ども会の参加を促す必要があると思うんです。例えば、子どもの安心安全ということから踏まえて、やっぱり多くの目が子どもたちに向けられるということが必要なんです。子ども会に入っている子というのは、どここのだれだれちゃんと皆わかっているわけです。そういう安心と安全という面から、それからいざ大きな災害とかに遭遇したとき、子ども会がどういう形で地域と連携して子どもを守っていくかということも考えていく必要もあるし。

それから今本来の形ですよ。いかに子どもの思い出をつくるために、また健全育成のために子ども会が、それから育成会が関わっていくかということを中心に考えなあかんわけです。そういう点でアンケートをされて意見をお聞きになったというのは、これ非常にすばらしいことだし、今言うたように、教育委員会す

べての協力体制がないといけない。前回はこれ決算審査のときに言わせていただいたんですけど、いざこども会でやろうとしてたら、学校サイドがこれちょっとぐあいが悪かって、全部拒絶されてこども会がせつかくこういう形で私たちもプランニングしてやったのに、学校サイドから断られて、これだったら意味ないなというような話になった。だから協力体制が必要なんですよ、この教育委員会すべての面で、こども会を盛り上げるという。だからそういう点の、一度プロジェクトチームと言ったらちょっと大げさなんですけど、そういう点、横のつながりをしっかりできるようなシステムの構築ができるかどうか、する意思があるかどうかということを一週お聞きしたいと思いますので、よろしくお聞きしたいと思います。

それから武道の授業なんですけど、この短時間で武道の何を伝えるかというのが非常に難しい。我々武道家としたら、非常にその点が何か辺に誤解されたらぐあいが悪いんとちゃうかなというような感じがしてしょうがないんですけど。しかし現実にはこれは武道のことを知らない文科省の方々がそういう形で指示されたんちゃうかなというようなことがたくさんあって、武道というのは本来は殺し合いです。もともと発端は殺し合いから来ているわけです。

まずは安全確保をどうこう言うより、本来はそれが物すごく矛盾するものなんです。それは柔道で百三十何人、危険やうて言うて、柔道はそれは殺し合いなんだから、実際の話。だからそういう観点から、当然学校教育はできないのはわかっていますけど、根本的に始まったのはそういうことです。我々学校で剣道をやったときに、ぱっと胴を抜いた後、ぱっとこ

うして構える、これはなぜかと言うと切った後に血を払うということなんです。そういうような発想で剣道でやるわけです。だからそういうものが僕らとしたら学校教育でなじむかというたら、非常に僕は難しいと思います。しかしこういう形で今ゴーがかかっているわけですから、これは正直な話、安全管理が完璧というわけにはいかないと思いますけど、先生方で何とかそれをしようというのは難しい話です。

だから先ほど言われたように、大学の先生の目がすべて届くかと言ったら、その先生は多分お一人だと思っんですけど、目が届くわけない。そこからやっぱり中学校の先生方が当然主体になって教えないといけないけど、やっぱり複数の専門家の授業の参画も必要じゃないかと思っますし、その点をしっかりと考えながら、地域の団体とか警察も一つの団体かもしれませんですけど、そういうものを考えながら、これから武道の構築をやる必要があるのではないかということで、前馬次長に一遍ご答弁をいただきたいと思っます。

それから第6集会所の件ですけど、ちょっと答弁が違っんですよ。例えば、運営に関して、別に指定文化財保存協会みたいなものをつくって、民間の力を借りながら、例えば資金面でもそうですし、運営方法をいろいろ文化団体の連携等という形を答弁されましたけど、市から公募してそういう運営の方法のアンケートを1つのカラー、皆さん共通することが言えるんですけど、1つのカラーとか方程式の中から脱却できないというか、そういう行政の方々が多っんです。だからああいう文化芸術的なことはいろんな方々の意見を聞いて、アイデアを聞いて、市民参画があっって熟成していくものなんです。ワインじゃないんだけど。やっぱり

それなりの環境づくりをしながら、例えば、ワインを熟成するのも適温があったり、場所があったり、湿度があったり、そういうものがあっって熟成されておいしいワインができると。私は酒を飲まないからわからないけど、そういうことだと思っんです。あなた方、その第6集会所が指定文化財になって保存せなあかん、この運用をせなあかん、それはそのとおりなんですけど、そこから大きな可能性があるということをお頭のなかで考えてもらわなあかんです。

今、池田市にも高槻市にも新たに芝居小屋ができたんですね。そういう形でみんなが一つのものを、例えば、演劇に関してこんなような状況で暗い時代が続く中、何か明るいもの、楽しいものをせなあかんという民意が反映されてそういう芝居小屋とかできてきたんですけど、せっかくその摂津の宝物を当然そういう形で連盟とか、そういう形でするんですけど、PRした中で多くの市民にそのことを認知してもらって、それからしっかりそういう人材の発掘をやって、みんなの文殊の知恵を加えて、我々の宝である第6集会所をもっともっとアピールできるようなことを、こんなおもしろいことない。アピールできるようなことをしっかり考えてもらわなあかんと思っるので、その点ご答弁いただきたいと思っます。ちょっと感覚的に池上参事と僕の感覚が違っと思っんやけど、その点お願いしたいと思っます。

それから教育委員会の件ですけど、全国的な流れというのは、先ほど教育長からお話になって、認識されているというのは僕らもよくわかります。しかし、例えば、事務方というのは事務処理を優先する。どうしても、そういう一つの癖があるんじゃないけど。例えば、これだけ

の課題をこれだけの時間で消化しないと  
いけないという考え方で教育委員会を開  
いて、例えば、月に一回の定例会をつつ  
がなくじゃないけど、一つの事務处理的  
に終わらせるということに関しては非常  
にこれはちょっと教育長もそういう形で  
思ってはると思うんですけど、即応体制  
じゃないけど、あらゆる教育の課題が惹  
起しておるわけです、いっぱい。それ  
に対していかに即応的に教育委員会が柔軟  
に対応していくか。

それから今言うたように、課題に対し  
ていかに議論を白熱するか。事務処理型  
のそれは教育委員会の事務サイドでやっ  
てもらったらいいようなことがいっぱい  
あるわけです。もっともっと議論せなあ  
かんことが教育委員会議にあるのと違う  
かなと私は思うわけです。それで月に一  
回定例会を開いてということだけではなく  
て、臨時教育委員会を頻繁に開けるよ  
うな、事務方がそれは事務処理が大変だ  
ということではなくて、本来の姿は何か  
ということを考えながら教育委員会をや  
っていかないといけないわけです。そう  
いうことをみんなおかしいんとちゃうか  
と思い出してから大きな流れになってるし、  
今言うたら大阪府の教育基本条例、市も  
同じような条例が審議されているのです  
けど、こんなもの厳し過ぎるんちゃうか  
って言うけど、しかしそれがさっきの国旗  
国歌の問題じゃないけど、余りにも一般  
の市民とかそういう方々と乖離した考え  
方があるから、逆に言うたらそういう条  
例をつくって、僕、考えたらちょっと行  
き過ぎちゃうかというものあるんですよ。

しかし、そういうことの反動なんです。  
反動でそういう行き過ぎになってしまう  
ので、もっともっと皆さんが自浄作用、  
自浄努力があったらこういうことになっ  
てなかったんとちゃうかなというのがあ

るんですよ。人からわーわー言われて、  
そんなんでできませんできません、わーわ  
言われて、せえせえ言われてやるという  
のは、これは不本意なことだと私は思う  
んですよ。やっぱり教育関係者というの  
はプライドを持ってやっているわけです  
から、それはおかしいんとちゃうかって  
細かいことを言われるのはやっぱりプ  
ライドが許さない。それはわかるんです  
けど、しかしそういうことを言わないとあ  
かんような状況になっているということ  
も現実です。

だから教育長、教育委員会のことはこ  
れ以上は言いませんけど、そういう点は  
しっかり肝に据えて教育委員会をやっ  
てもらわんことには、みんな見てないよ  
うで見てるんです。だからその辺もしっ  
かりと認識してもらわないと。オープンに  
するって言うてるけど、はっきり言って  
ほんとにこれがオープンになってるのか  
って疑問もあるわけです。多くの傍聴  
者がおってもええんとちゃうかなと思  
って。それだけ教育に関心を持ったら  
またこれも成功ですね。いろんな面で学  
力も含めて向上しますね。教育長、これ  
以上、どうこうするつもりはございませ  
んが、一つの考えを持ってやっていただ  
きたいと思います。それは要望にしてお  
きます。以上、2回目の質問を終わります。

○森西正委員長 岩見課長。

○岩見総務課長 渡辺委員の2回目の  
ご質問にお答えさせていただきます。

校務員の役割と分担ということで業者  
に発注する修理、また校務員がする修理、  
どこまで線引きされているのか、それが  
学校で統一されているのかという内容  
のご質問かと思っております。

修繕の中にはいろいろとございまして、  
日々点検しております中で、電気器具等、  
通常の球切れ等でございましたら、これ

はすぐに交換すれば済む話でございますけれども、電気器具、スイッチ等が故障した場合には、たとえば、スイッチ一つでも電気の修理の資格を持った者でしか、これは修理をすることができませんので、そういった場合は直ちに業者に依頼をしたりすることがございます。またほかに業者にすぐに依頼ということで修理になるんですけれども、鍵等の修理につきましてもこれは業者のほうにお願いをしたりしております。またあと大きなもので言いますと、校門の鉄扉等、これも経年の劣化もしてきておりまして、蝶番とかいろいろと傷んでくるところがございます。そういったものにつきましても、溶接等も必要になってまいりますので、そういうところにつきましては、もう業者のほうに緊急的に修理を依頼しているところでございます。

あと校務員が行っております修理につきましては、ある程度学校で材木等、部品をストックしております。その中でできる修理、修理の依頼が各学校の先生、学級担任の先生等から依頼書が上がってまいります。ここの教室の棚の木がちょっと傷んでおるとか、そういった依頼が出てきました場合には、そのストックをしております材料等において直ちに修理にかかっていくというようなこともしております。あとトイレのフラッシュバルブなんですけれども、そういったものがよく故障する場合がございます。そういった場合も水が流れっ放しになったりいたしますので、そういったバルブにつきましても、これは資格等は要りませんので、ストックを置いてございます。直ちに修繕等を行っているようなところでございます。校務員業務というものがちょっと言い方が適正かどうかわかりませんが、なかなか業務内容として目立たな

い部分がどちらかと言えば多いのかなと私は思っております。縁の下の力持ちといったような存在でありまして、先ほどの答弁でも言わせていただきました草花の手入れから除草、剪定。また入学式、卒業式等で校門前に設置してあります表示、案内板等もつくっております。また広範囲に及ぶ校舎の内外の塗装とか、体育館の電球の球替え、これも行っております。高所の作業になりますけれども、高所作業用の体育館の球替え用のリフトですけれども、そういうようなものも校務員が使って体育館の玉がえもさせていただいているところでございます。またどうしても児童生徒がおる時間にできない修理等もございますので、夏休みを利用した長期休業中、春休み、冬休みがございまして、そういった期間中を利用しての学校内の環境美化等にも作業をしているところでございます。あと業務日誌ということで前回の決算審査の委員会のときにもご質問があったと思いますが、日報も作成させていただいております。その日報の中に日常の点検等のチェック項目を入れさせていただいております。毎日行っております水道メーターチェック。これによりまして、水量が急に上がるということになりますと、どこかで漏水が起こっているということが考えられますので、先ほど申しましたトイレのフラッシュバルブが壊れて水が流れっ放しになってないかということでの点検をして、それでもないということであればどこか地下の中で漏水等をしておりますので、そういったものは修繕に回していただく、そういう日々の点検もでございます。ですから、先ほども申しました目立たない業務内容かもわかりませんが、何らかの形で校務員の作業、存在をしっかりと認識していただきますように、

これまで以上に存在感を出すことができるように検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○森西正委員長 岩見課長、今答弁をいただいた部分で、そういうふうなものわかりやすい書面があるのかどうかということの問いがありますので、その点はどうか。

○岩見総務課長 ここまでの修理については校務員がする、それ以上のものは業者に発注するというきっちりとしたものはございませんけれども、担当職員が教育委員会総務課におりますので、その者も学校現場に足を運び、確認をして、業者の発注にするか、校務員で直すことができるかということで、校務員で直す場合につきましてはその部品等を発注をいたしまして、修理、交換等を行っておるということでございます。なお、施設的に緊急を要する修理におきましては、部品を調達してその後にしておりましたら、施設管理上問題も出てきますので、そういった場合には業者をお願いするという場合もございますのでよろしくお願いいたします。

○森西正委員長 若狭課長。

○若狭教育政策課長 4点のご質問にお答えいたします。

まず、部活動でございますが、最近10年の5中学での部活動での改廃についてです。廃部、新設になったものを調べました。委員からご指摘があったソフトボール部も2つなくなっております。学校が編成・運営しておりますので、学校ごとの状況、子どもたちの数、スタッフの数、得意な部活、そういったもので判断しておりますが、ご指摘のとおり、歴史があるから継続しているだけの部活もあるのではないかと、あるいは新設について、学校がなかなか考えていただけない

といったご指摘もいただいております。まさにそういったご要望を受けまして、24年度に部活動の振興相談員を配置しまして、仮称ですが部活動の検討委員会あるいは懇談会を開催しまして、学校の枠を越えた市としての方針めいた部活動の改廃のルール、あるいはそろえないといけない部活動の種類などを検討したいと考えております。学校を乗り越えた市全体で示せないかなと考えておりますので、期待していただきたいと考えております。

2点目、先に学力調査の件でございますが、委員のご質問の中の言葉で健全な競争、これは私も必要ではないかなと。健全であるような競争というのはいろんな種類もございますけれど、教育現場においてもあるのではないかなと。あるいは悪平等ですね。悪平等というご指摘、これもあってはならないものであるかなと思います。

エピソードの中で、岡山市のお話がありました。先生、生徒が一丸となる。この一丸となる取り組み。それによって盛り上がることは大切な取り組みではないかなと。ただこの裏づけとして、やはりそのクラス、学校にはそういった思いやりの持てる、点数の一面で人を差別しない、レッテルを張らないといったような、そういった集団が既にできていたのではないかなというふうにも思うんです。過度な競争というのはまた私は別の問題ではないかなと思ひまして、こういったクラスの取り組み、学校の取り組みで、学力であっても達成感を味わえる、あるいは充実感、それぞれの児童生徒が取り組むことによって充実感を味わうと。こういったものが大事ではないかなと思っております。現実、中学校におきましては、入試の問題のご指摘がありましたけ



れども、全員で合格しようということでクラスに残って教え合い学習をしたり、小学校でも例えば、九九が全員ができるまで、ミニティーチャーじゃないですけど、クラスの中で班の中で子どもたち同士で教え合う、そういった取り組みもされており、これは充実感、達成感、あるいは一丸となつての取り組みではないかなと考えております。ただ、この全国学力・学習状況調査、あるいは23年度から始まりました大阪府の学力・学習状況調査は、実施要領でも目的にそういった競争のことは明記されておりませんし、これを利用してぜひ競争してくださいということもありません。そういった望まないところでの外部から強制的なもの、あるいはそういった競争は非常に辛いものがあるのではないかと考えます。

例えば、入試でありますとか、検定試験、コンクール、こういったものをクラス、学校で一丸となつて取り組む。そういうことで学力向上にもつながることがありますけど、そうした取り組みは教育的効果があると思うんですが、一律すべてのものに競争を持ち込んでもなかなかうまくいかないのではないかなと考えます。ですので、うまくその目的、集団そういったものがとらえられれば、健全な競争というのは効果があるものではないかなと考えます。

それから制服の件でございますが、数年前に調査を行ったとは聞いておるんですが、今ご指摘がありました劣悪なものが高い値段で売られているのではないかと、そういった点。それから業者が減ってきたことに対する保護者の不満。こういった細かいところを一部把握できておりませんので、改めて調査に入りたいなと思っております。制服の指定でございますが、中学校は生徒指導上の問題もございませ

て、例えば、変形学生服ですね。こういったものの対応からその学校でしかないブレザーといったスタイル。その校章を入れたりとか、変形ができないような制服にしたといった経緯もございますので、その点は抑えながらも現状はどうなっているのか、談合があるのではないかとといった推測を生まないようなことにするためにはどうしたほうがいいのか、そのためにもまずは調査をかけたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に修学旅行でございますが、まず中学校の件でございますが、中学校は毎年とっていいほど業者は変わっております。これは3年かけて準備しまして、3年生の生徒が1年生のときから業者に声をかけまして、プロポーザルによる場を設定しております。そういったこともございますので、逆に事前に、あるいは事後に保護者のPTAの運営委員会等で評価をいただく機会を設けていないのかなと思っておりますので、そういったいきさつ等がPTAの会長にも伝わっていないのは、いかがなものかと思っておりますので、こういったプロセスも含めて十分保護者に伝わるように指導したいなと思っております。

小学校でございますが、今年度につきましては、かなり詳細に調査をかけました。検討の時期、内容それから最終的に平和学習のまとめとして広島を設定している理由、それから来年度の予定、論議内容、これらを調査とともにヒアリングも行いまして、10校ともこちらでは把握しているつもりでございます。

保護者の意見については、全保護者対象ではございませんが、今年度も実施後、PTAの運営委員会、それから学級、学年懇談会、内容について児童の意見、あるいは保護者の感想、意見、要望、これも各校とも聞いております。また学校教

育自己診断等で行事評価の中で修学旅行と明記しまして、実際に参加してどうだったかと。保護者から見てどうだったかという意見もちょうだいしておるところでございます。事務、教頭ともこれは直接私が聞いた話なんです、複数業者の見積もり、あるいは業者の変更ですね。これも学校は継続して同じ業者を望んでいるところがないので、依頼しても見積もりを上げてくれない業者もあると。もっとほかの業者がないか逆に聞かれたこともございますので、参入していただける業者があれば、これはとめるものでもございませんし、広く情報は学校に与えたいと考えております。同じ業者が続くということも学校も望んでおりませんし、多くの業者が参入すれば内容的にも値段的にもいいものを選べるかなと、これこそまさに競争が必要なところであると思っておりますので、そういった情報を学校が少なければ、また提供いただければと思っております。

あと値段的なこともございますが、その平和学習の場所ですね。例えば、長崎、沖縄、それから今ご指摘がありました東京。この話も直接私、話したことがありますが、過去の値段的なことから2万円台というのが一般的ですが、そのあたりの額で行けるところはやっぱり広島という意見はお聞きしました。それから唯一の被爆国であると、そういったところからこの広島が外せない、そういった意見もちょうだいしております。確かに、それ以外の場所もあるんですが、大阪府下全体のほかの市の状況も確認いたしましたが、平和教育ということで行き先を決定しているのはほぼ広島でございました。それ以外の体験学習でありますとか、観光をメインにしたときには伊勢、三重県中心とかほかにもあるんですが、平和教

育の一環としてというときにはほぼすべてが、広島だということも調べております。

○森西正委員長 大橋課長。

○大橋子育て支援課長 2回目の質問にご答弁申し上げます。

まず、就学援助金が正しく使われているかどうかということでございますが、就学援助金につきましては、学期ごとにその必要額を振り込むということにしております。その振り込み方法につきましては、申請の段階で保護者の口座に支払うか、もしくは学校の口座等に支払うかということを選択していただいております。ですから、学校の口座に直接支払うということを選択されたケースについては滞納というのは発生しない。保護者の口座に支払うということを選択されたケースにつきましては、同時にもし滞納があれば自動的に学校の口座のほうに切りかえるという承諾をいただいておりますので、学校のほうからそういう依頼があれば学校の口座に切りかえをいたしますので、基本的には就学援助制度を受けておられる方については、そういう滞納が発生しないということで考えております。

次に、民族学校の件でございますが、民族学校の件につきましては、この北摂の制度、設立当時の経過状況について確認するということは少し困難であるかなというふうに考えております。この民族学校の取り扱いについては、例えば、朝鮮高級学校等の奨学金の問題の取り扱いについても府下でも一律ではないというふうに把握しております。先ほどの答弁で申し上げましたけども、国と府の制度、この状況を確認したいというふうに思っておるんですけども、例えば国の場合でしたら、各種学校である外国人学校の取り扱いにつきましては、ドイツ系、韓国系、中華系につきましては大使館等を

通じて課程を確認しておったり、インターナショナルスクールにつきましては、国際的に一定水準が認められた学校についてはオーケーであったりとか、それ以外の外国人学校については国のほうで一定基準を設けて検討するという事になっております。その基準といいますのは、教育課程、それと教員の資格、施設設備、運営及び情報提供、情報公開、これら4点で審査、検討をして対象とするかどうかということを決めるというふうになっておるんですけども、このあたりの基準等も参考にしながら、今後、本市においても適切であるかどうかということは検討してまいりたいと考えております。

○森西正委員長 撰田課長。

○撰田教育推進課長 教科書に関するご質問にご答弁申し上げます。

まず副読本ですが、小学校、中学校とも道徳、それから体育実技に関しまして副読本を使用しております。また、小学校の社会で3、4年生対象に「私たちの摂津」ということで摂津に関する副読本を使用しております。

外国人参政権制限は差別ということでの教科書のご質問でございますが、本市が採択いたしました中学校公民の教科書ですが、指摘されました2社は採択をしておりません。

○森西正委員長 前場次長。

○前馬次世代育成部次長 それでは、私にご指名いただいた2点についてご答弁申し上げます。

まず国旗、国歌の指導の件でございますが、鳥飼方面の3小学校で指導を受けていないという声があるということですが、私どもも調査は2度行っております。3月当初段階でまだ行えてない学校が2校ございましたが、現在では、すべて音楽の授業での指導は行っており

ます。学習指導要領に添って指導を行うということは重要であると、これまでもご答弁申し上げておりますが、学習指導要領には、例えば音楽の時間に君が代を指導する理由として、国際社会において尊敬され信頼される日本人を目指すということも盛り込まれています。そのために国旗、国歌を尊重する、あるいは望ましい態度を学ぶことが必要であることも盛り込まれている状況でございます。したがって、授業づくりの中で国旗を尊重する意味、国歌を歌う意味、こういったものを盛り込んでいかなければ心に残っていかないのではないかと考えています。君が代をいずれの学年においても歌えるよう指導することと明記されたのはこの23年度から新しく入りました学習指導要領においてでございます。

したがって、今後、授業づくりという意味からも我々も学校とともに考えていきたいと考えています。ただ、歌えていない現状があると指摘がございましたが、積み重ねが大事だと思っています。例えば、学習指導要領の解説によりますと、低学年においては高学年が歌っている状況を見ながら、あるいはCDを聞きながら親しんでいく。そしてまた3年生、4年生の中学年では歌詞や楽譜を見て歌えるようにする。それから高学年では、国歌の大切さを理解する、このようなことが盛り込まれています。そんな意味で言えば、低学年からの積み重ねが重要であると思います。先ほど申し上げた授業づくりにおいても低学年から計画的に積み重ねていく必要があると考えています。そういう中で望ましい態度を育成できるのではないかと考えております。単純にやりましたではなくて、こういう中身をやりましたとなるように我々も努めてまいりたいと思います。

それから武道の件でございます。武道の成り立ちは別にして、スポーツとして親しんでいける、そしてまたもっとやりたい興味を持つ、このような生徒を育成することが重要であると考えています。今回学習指導要領で1、2年生で必修化されたんですけれども、これまでの選択必修の中身に比べまして、より多くのスポーツに触れながら親しんでいける、基礎的、基本的なことを学んでいく、このような内容が盛り込まれておりますが、柔道や剣道の内容を見ておきますと、非常に危険が伴うような内容もたくさんございます。そういう意味で言えば、文部科学省が我が国の伝統、文化に触れるために武道を必修化いたしました、その中身そのものが学校や教員にゆだねられておる現状があり、さまざまな支援が必要な状況であると考えております。

その中で、確かに教員だけでは難しい、あるいは大学の専門家から学んでも授業づくりということではさまざまな困難が生じることも承知しております。ほとんどの学校で2学期、9月末から10月、11月にかけて武道の授業を実施するという予定であると聞いております。そこへ向けて、委員がおっしゃった外部指導者の導入、あるいは可能な限りでの実技研修等も含めて我々も学校とともに検討していきたいと考えています。

先ほど国旗、国歌のことで申し上げましたが、授業としてどういう形が望ましいのか、これについては十分な検討が必要であると考えています。外部指導者の方と十分な協議ができているときに、いい授業ができると聞いておりますし、十分な検討ができていない場合には、この程度のけいこで何ができるんだと、外部指導者が先走ってしまうこともあると聞いております。そういう意味では授業

の中で、何を子どもたちに身につけさせたいか、十分協議をする必要があると思っておりますし、さまざまな方の知恵もお借りしながら、武道の授業が充実したものになるように努めてまいりたいと思っております。

○森西正委員長 小林課長。

○小林こども教育課長 こども会の活性化に向けての教育委員会の中での連携体制というご質問だと思います。

こども会活動、子どもたちが関わるさまざまな活動はいろいろございますけれども、それとは違った特徴といたしまして、やはり地域に密着したこども会活動、また同じ小学校に通う子どもたちが同じグループ活動をしている、こういった大きな特徴があると思います。また小学校の先生方、そういったことも含んでいただいていると思います。小学校の校長先生、教頭先生を中心に、例えば、こども会の親善スポーツ大会であったり、こども会大会、こういったところにも顔を出していただいて、それぞれのチームの勝ち負けに一喜一憂していただいたり、こども会大会であれば発表の成果を褒めていただいたりもしていただいております。

また鳥飼西小学校でございますけれども、野外炊飯場というのがございます。そういったところでのこども会の方々を中心とした野外炊飯といった活動の場の提供もしていただいている学校もございます。今後、さらに校長会、教頭会といった場が教育委員会の中にございますので、そういった中で、例えば、こども会活動をより一層知っていただくためにご説明をするなり、またこども会活動の参加を促すようなチラシ等を配付することにより多くの方に参加していただきたいと思っておりますので、そういった参加呼びかけなども間に入っていただくといったこと。

また学校教育活動、施設管理に支障のない範囲で学校施設をご提供いただきたいと、こういったこともお願いしていきたいと思っております。

また各団体の横の連携では先ほども申しましたように、青少年指導員、こども会、PTA、自治会も含めてこういったところの各種団体の横の連携体制もきちりと構築化していけたらなと考えております。

○森西正委員長 池上参事。

○池上生涯学習部参事 第6集会所の活用方法につきましては、1回目のご答弁でも本市の文化連盟、演劇協会、音楽連盟の方々との連携に向けてのご意見や活用方法についてのアイデアを広く聞く機会を設けることと、地元の方からも十分に意見、アイデア等も募っていくのは当然と、このように考えております。

また市指定有形文化財としての顕彰板も設置し、地元の方はもちろんのこと広く市民に周知、PRすることで郷土の誇れる財産として再認識してもらうことも重要であると考えております。PRや周知することで、そこから広く活用方法についての各種団体、地元の意見のほかにももっと広く市民の方々や本市の文化財保護審議会の委員からもアイデア等の意見も伺いながら今後引き続きまして、活用方法につきましては十分検討してまいりたいと考えております。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○森西正委員長 暫時休憩します。

(午前 11時56分 休憩)

(午後 1時 再開)

○森西正委員長 再開します。

渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 それでは3回目の質問をさせていただきます。

校務員さんの話なんですけど、電球を

かえるぐらいやったら、学校の先生でもできるん違うかなと思うんです。例えば、この水道がちょっとおかしいんやったら、それを校務員さんがわざわざ水道の業者に言わんでも、学校の先生がそれを言うて業者を呼んだらいいわけです。そういうことになるわけですよ。業者を呼ぶんやったら学校の先生でもできるわけですよ。そうでしょう。電球をかえるんやったら、電器屋に言うんやったら、学校の先生でもできるわけです。

だからその辺のことを言い出したら、校務員さんの仕事は一体何やとなるんです。昔、花壇に校長先生がペンキを塗ってるようなシーン、何回か見ましたけどね。だから、そんなん校長先生が「いや私こんな時間ありませんねん」とか言うてはりましたわ。

その辺が、非常に校務員さんの位置づけが僕らとしてはわからへんです。それでまた非常勤の方をサブとして置いて、そういう形で仕事をやられるというのが、きちっと明確なものであってこそ理解できるんですけど、その辺が岩見課長の説明を聞いておりますと、まだ理解できないのです。やっぱりわかりやすいようにするために、どういうことをされるのか。実際の話、電球をかえるぐらいやったら。その辺のことを、まだちょっと僕は理解できないんで、再度ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、部活動振興相談員についてはわかりました。そういう形で今言うた状況が続いとる中で、その辺のきちっとしたことを精査するというので、振興相談員を置かれるということなんで、そういう期待してくれと言われるんで、期待しておきますんで、その点よろしく願いしたいと思います。

それから、制服の件なんですけど、保

護者の意見をいろいろ聞いておりましたら、非常にいろんな問題があるんで、1社に絞って、例えば改造型の制服にされたらぐあい悪いから特定の指定した業者から買うようになるとなるけど、そういう改造型の制服の弊害と、今言うたように本当に保護者が金銭的に大変な状況になる、どっちかを比べたら、保護者が、新入生になるときに6万円から7万円の金が必要ということで、大変なことになるとるんですよ、現状の中で。

だから、体育の白いポロシャツなんか、さっきも言うたように、どこでもあるわけですよ。それでマークは何か言うたらプリントしてはるんですよね。アイロンプリント。それやったら、渡して家でアイロンかけたら終わりですわ。そういうことをもっと学校サイドは配慮して、やはり意見を聞いて対応すべきと思うんです。今言うたように、1社しかないということ自体が、非常に不自然な話ですわ。

だからそれしかできないのやったら、いっぱい多様化しとるわけですから、洋服なんかいっぱいあるわけですわ。そういう制服的な洋服もあるし、業者もたくさんおるわけですから。そういう点をやっぱり、ある一定の期間、切ってもいいですから、きちっと議論して変えていく必要があるんじゃないかと思うんです。その方向でしっかりといきはるんかどうか一遍ご答弁いただきたいと思います。

副読本の扱いですけど、私もこれ5、6年前に質問して、「にんげん」という副読本があったんですよ、過去において、小学校かな。

その「にんげん」が、非常にその内容に関しては問題があるということで、私は過去、委員会で指摘したことがあるんですけど、そのときに何回かそれをやるとるうちに、今「にんげん」を使ってな

いということで、ご答弁いただいたんですけど、私が聞いた情報によりますと、その「にんげん」を現在も使っておられる学校があると聞きましたんで、その点に関してご答弁お願いしたいと思います。

それから、民族学校の件ですけど、過去において、なぜそういう形になったかというのは、今現在ではわからへんということでご答弁いただきましたけども、今、この国の状況、大阪府の状況、さまざまな状況で、このことに関しては国際問題になってることですね。

特定の北朝鮮との一つの国交ということで、そのときに、国を挙げて拉致問題を解決しようということで、圧力をかけとるわけです。扶助費が発生した時代と今の時代は明らかに違うわけです。社会状況も、今言うた国際状況も違うわけです。それを国を挙げて諸問題を、核の問題なり、拉致の問題を解決しようとしてやってる中で、ずっと議論もされない中でこういう扶助費が、個人がかわいそうやないかという問題、わかるんですけども、そういう形になるとるということが非常に不自然を覚えるんです。だから、今後そういう形で検討していくということなんで、私はこれをずっと追いますのでね。どういう検討をされたか、継続するにはそれなりの理由がしっかりとある。いろんな状況を考えて、これやめなあかんの違うかというんやったら、そういう過程を、これからまた聞きますので、その点は強く要望します。

それから、修学旅行の件です。そういう資料、検討したとかいうのは私はわからへんわけです。教育委員会は、自分らがわかったらそれでええような考え方を持ってる人が多いけど、私が何回も質問しているのに、こういう状況になっていますという説明がこの1年間なり半年な

り、ないわけです。

いや、やっていますよと。そんなのわかるわけない。違いますか。ちゃんとやっとならやっとなりの、こういうことだと説明してください。それで、やっとなら、私らのところに聞こえてくるんです。その時間はどのくらいかかるかわからんけど、聞こえてくるわけでね。それはどの範囲の中で、これはちゃんとデータ上がってますってあなた方が言うことを、そっくりそのまま私は信じるわけにいかへんのです。それなりのきちっとした信じる根拠をしっかりと示してもらわなあかんわけです。そうしないと何十年も、ニュートラベルかな、そういう会社がずっと独占してやっとなること自体、これ、100人の市民に聞いても、「そうですか、よく理解できます」というわけにいかへんと思いますよ。

今言うたように、あるところでやったら、そんな修学旅行みたいな仕事もらえたら、というような旅行社もある中で、どの範疇でそういう形の業者選定をやっているのか、皆目僕らもわからへんわけです。そうでしょう。保護者の意見を聞きました言うても、そちらの書類で言うてはるだけであって、我々のところは見たことも聞いたこともないわけです。そういう保護者に投げかけて、こういう議論になったということも説明がないです。

平和教育は広島やと言うて、そんなん聞いたらそういうことしか返ってこないけど、もっともっと平和教育って幅広いものがあるでしょう。教育者やったらわかりますわな、そういうの。いっぱい課題があるわけです。平和教育イコール原爆だけやない。一つのモデルになることは、これは事実です。当然、唯一被爆しとる国は日本やから、そのことはわかる

んです。でも、もっともっと平和ということはいろんな難しい面が、平和を維持するためにはどんな労力があるかというのが実際あるわけですよ。それも平和教育ですわ。その平和教育を重視するんやったら、もっとそういうことを研究して、場所のセレクトとか、いろんなほかの幅広い意見を聞くということは当然必要なんですね。

なんか言うたら、先生方の判で押したような答弁しか返ってこないわけです。何のために10年前から私がこういう決算・予算のときに質疑をやっとなのか言うたら、ごつつむなしさ感じるんですけどね。その点、理解に苦しむんで、この場でデータを出してください。一つ一つ、各小学校でどういう議論をされたか、詳しくここで説明してください。

今言うたように、これ質問しとっても資料を出してくれへんねん。そやからこういうふうに関心です。この前でも決算のとき委員会がとまったでしょう。違いますか。そのときにちゃんと出してやと言うとるわけ、言うたん違うかな。同じことばかりして、委員会の意義がないやん。それやのに、こうやっていますよ。だから今回、僕は緩めませんからね。全部、どんな議論されたか、この場で議事録も出してください。

それから、準要保護・要保護の扶助費の使い道ね。直接保護者に渡す分と学校と。聞くところによると、その例の修学旅行の支払いがなされない保護者もおると聞いたんです。以前にそのことについて質問したんですけど、そういう現状があるのかどうか。これはそちらの担当と違うかもしれませんが、そういう現状を知りたい。修学旅行の費用が入らへんのに、修学旅行に行ってる子どもたちがおるのかどうか。それを知りたいですね。

それから、学力テストですけど、その辺は教育者として非常に微妙な点だと思うんです。どういうんですかね、コンプレックスを持つような子どもをつくりたくない、それから過度な優越感を持って自慢しまくるような子どもをそんなことでつくりたくないというような、それは教育者として当然そういうことは思うかもしれません。

しかし、今までが余りにもいろんな面で保護し過ぎたという弊害が、さっきも説明したようにあったわけです。だから、さまざまな点でしっかりとした、最初は実態調査ですね。いろんな調査をしながら、今、子どもたちに何が重要かということのをこれから考えていって、そのためにはやっぱりテストしていかなあかんということで、全国的にこういうことになったと思うんです。

だから、当然そういう点で、ご答弁が先ほどあったんですけど、子どもたちがそういう雰囲気を熟成した上での、そういうランクづけ、競争ということが必要やとご答弁があったんですね。僕らの中学校は、そういう雰囲気があったからそれができたんやということ。そういう雰囲気をつくるのが、あなた方の仕事と違うかな。まずは、それが無いから今できないねん。逆の一つの論理で言うたら、そういう雰囲気じゃないから、そういうことはできないとなるわけでしょう、あなたのご答弁を聞いていたら。だからその点きちっとまたご答弁お願いしたいと思います。

それから、卒業式・入学式の問題なんですけど、国歌の一つの授業の問題です。現実問題として、前回12日の安藤委員の質問で、教育長がやっぱり押しつけということはよくない、やっぱり先生との信頼関係がきちっと構築されることが必

要やとご答弁されていましたが。私もそのとおりやと思うんです。しかし、構築されとったら、今回こういうことが起きないはずですよ。教育委員会がこういう職務命令を出しとるのに、それに従わへん。先生ができるということ自体がないはずですよ。調査されたというでも現実にそういう形で歌ってない。授業がどのような形で、授業の中で教えたという一つのあかしはどうなっているのか。

例えば、調査すると言うけど、直接、前馬次長が現場に行って、じっと授業見るわけにいかへん。ただ、報告を受けるわけですね。だから、音楽のこの時間、何日の何曜日のこの時間に、こういう形で国歌を教えた、それに対して、反応はどうやったと、それを卒業式・入学式に向けてどういうふうに持っていった。そういうきちとしたものをやっぱりいただきたいんです。そういう点も踏まえて、ご答弁お願いしたいと思います。

それから、こども会の件ですけど、小林課長の熱意はわかりましたので、今後そういう形で横の連携をしっかりとってやっていただきたい。そういう末端の単位こども会の方々の意見をしっかりと吸い上げるシステムは、やっぱりしっかり構築しとかなあかんと思うんですよ。

市こ連の中で、例えば上部組織という形で市こ連が存在して、そこからいろんな押しつけというのは、どうしても無理が生じるわけです。例えば役員の育成に関しても、やっぱり、システムを変えていく必要があるんじゃないかと思うんです。

市こ連もそうだと思います。とりあえず、西市こ連はどういうことをしているかと言ったら、これは私が17年か18年前に校区長のときに変えたんですけど、3年間の一つの流れを想定するんです。



1年目は予備、2年目は本番、3年目は顧問的な存在。そういう形にして、1年目は会長候補をちゃんとつくるんです。副会長候補、それからそれらの役員をちゃんと1年目で作るんです。それで、従来の会長のいろんなサブ的な仕事をさせて、その中で問題点を協議して、改善して行って、それが1年目で、今度2年目で本番やと。それで3年目にそれをアドバイス的な一つの形で、3年間という一つの流れを区切って役員の構成をやっていっとるんです。それなら、当然1年目の人は指名されたら、「私やらなあかん」という気持ちでずっとやっていくわけです。特定の人が長い間やっていたら必ず弊害できるし、多くのそういう方々に経験してもらわなあかんわけやから、周りは知りませんが、そういうシステムを一応鳥飼西小学校区ではやっています。

だからそういうシステムをしっかりと考えながら、みんなで協議して、やり手がおらへんというのは発掘してなかったらおらへんわな。いろんなところで問いかけもせんと、ただ、その辺の周りの人にやる人おりませんかと言ってもおりませんよ。これもなり手がおれへんようになるよ。発掘してないのに、呼びかけてないのに、そんなこと言うたらあきません。だから、そういうシステムづくりをまずやることも、これは一つの私の参考意見として述べさせていただきました。これも要望にしときます。

それから、第6集会所の文化財の件ですけど、90%、池上参事の答弁はわかるんですよ。そのプラスアルファを、その域を超えて、今言うたように一つの方程式、文化団体等の連携、当然そういう形はあるんですけど、いっぱいいろんなポケットがあるわけであって、そのポケットを出して、いろんな方々の知恵をいた

だいて、例えば、費用面やったら、地元企業があたり、市民のその辺の気持ち을 いただいて、寄附をいただいて運営するとか、いろんなことができるんですよ。保存会みたいなのをつくってですね。地方によったらそういう保存会をつくって、行政がすべてに関わるのではなくて、ある一定は関わるけど、保存会が運営をするということをやっているところが多いんですね。

例えば京都なんかまさにそうですね。京都はあらゆる面で保存会がやっていますね。祇園祭でも、市が関わっているかというたら、議場を貸して、くじ引きさすとか、市長がそういう立場になるというか、くじ取り式のときに前に立つという係をやっていますけど、あれ全部、保存会とかそういう方がやっています。大文字の送り火もそうです。だから、たちまちそういうものをつくろうと思ったら難しいかもしれんけど、そういう文殊の知恵を、いろんな方々の意見を聞いて、そういう保存会をつくるというような方向性を持っていく必要があるん違うかなと私は思うんです。もうその点は答弁いいですわ。私の気持ちはそういうことなんで、よろしくお願いします。

武道の問題は非常に伝わってくるんですよ。大変な思いでやってはる。だから、そういう点はたくさん協力する人がおると思いますが、そういう人たちの知恵を借りながらやる。

それから私、箕面市が非常にうまいこといっていると聞いたんです。箕面市の剣道協会の会長と話したんです。剣道家が出しゃばったらあかんということでやるとみたいです。学校の先生が主体であって、剣道家がこうあるべきやと思ったらあかん。これは遊びのつもりで柔軟にやらなあかんよということを会長から聞いて

たんですけど、そういうことも他団体やもしくは協会なり、ほかの団体から協力を得るときはしっかりとその辺は話し合いをしながらやっていく必要があるんじゃないかと思います。その辺はもう結構です。要望にしときます。

○森西正委員長 馬場教育次長。

○馬場教育次長 修学旅行の問題ですけど、前回、決算審査の委員会で、いろいろご協議いただきまして、私、そのときの答弁で、修学旅行につきましては、11月までに終わりますと、ですからその後には終わり次第、学校で反省会なり検証の会を開いていただき、その際に24年度の修学旅行のあり方について議論してもらって、その行き先等なぜそうなんだということを教育委員会に報告してもらって、その分についての私のほうでご説明させていただきますという形で前回ご答弁しておりますので、若狭とほぼ同じことにはなりますけれども、申しわけなかったんですが、その資料が事前にお渡しできたならよかったんですが、ちょっと集計が遅くなりまして、各委員にお渡しできてないんで、申しわけないんですが、私どものまとめた資料の中で、こういった形で学校がそれについて評価をしたか、こういった場面でこれを聞いたかということ、それと来年度以降行き先はどうするんだと、その結果としてどうするんだと、それと見積もりについて、当然複数社とってもらうということで、そのことについて学校としてどうするんだということ。それと、各学校のそれぞれ、こういった議論をしていただいたかということについて、一応まとめさせていただいたという形でございますので、この資料、また詳しく説明させていただく中で、いろいろとお話しさせていただけたらなと。

ただ、私どもは基本的には1社独占が決まっているとは思っておりませんので、先ほど若狭が言っていましたように、ほかの社にも声をかけるのはこれは事実でございます。ただ、私がその中で聞いたのは、中学校は先ほど若狭も言いましたが、複数社の代理店が参入してくれてます。これは私も確認いたしました。

ではなぜ、その参入してくれてる複数社の業者さんが小学校に来てくれないのかということ、一番大きな原因はやはり規模の問題です。中学校でしたら、100人、200人のそういう規模で行事を組めますが、小学校については100人切るようなそういったこと。それと、こちらがお願いしてる行程なり行事なりを提案いただけないといったこともあると私も聞いております。決して1社で学校もやりたいということではないということ聞いておりますので、今後学校が複数社にとって、新たに参入していただければ、それはそれで、学校もコストが安くなるということだと思います。一応このまとめた資料を、またこちらとしても提出させていただきますので、それで、次にどういうことをつないでいくかというまたご提案をいただければと思いますので、よろしくお願ひします。（「議事進行」と渡辺慎吾委員呼ぶ）

○森西正委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 資料をいただいたのは、きょうですわ。きょうぱっと出されて。これも僕が言うところ希望通りの議論がなされてないんですね。だから今言うたように、ここできちっと説明してくれって。どんな方々が参加して、どんな議論がなされた、もっともっと詳しく説明してくださいと私言うところのですわ。これはこの前、委員会をとめて、そういうような話の中でやってくれと、これ、何か月たっ

てますか。こんなことってね、私ら委員会です。やりとりをやってることを、軽視しとるのと違うかなと私は思うんです。それは今言うたように教育次長の答弁には、私、納得できませんね。

○森西正委員長 暫時休憩します。

(午後1時27分 休憩)

(午後2時 7分 再開)

○森西正委員長 再開します。

和島教育長。

○和島教育長 それでは、今回の資料の取り扱いについて、大変不適切がございました。私のほうからおわびさせていただきたいと思います。

今回、資料の出し方についてはご指摘を受けてから後、資料提出が遅れましたことをはじめ、極めて不適切な対応をいたし、正副委員長をはじめ、各委員の皆様にご不信感を持たれましたこと、またご迷惑をおかけいたしましたことを、心からおわび申し上げます。今後はこのようなことのないよう、適切な対応に努めてまいります。

なお、この修学旅行のあり方につきましては、長年の課題であり、今後資料が整い次第、4月早々に文教常任委員協議会の開催を正副委員長にお願いをいたしたいと存じます。どうかよろしく願いいたします。

○森西正委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 修学旅行に関しては、協議会を開いていただくということなんです、その辺でしっかりと議論をしたいと思います。

ただ、ご答弁いただいているときに、現実の世の中の状況と、ご答弁いただいたことが、非常に乖離しとるといえるか、現実にそぐわないようなご答弁だった。その辺もきっちり協議会でまた議論させていただきます。

○森西正委員長 引き続き、答弁をお願いいたします。岩見課長。

○岩見総務課長 渡辺委員の3回目のご質問にお答えさせていただきます。

校務員業務に関してのご質問でございます。校務員業務の内容といたしましては、大きく2つに分かれるものと考えております。

1つは学校の環境整備に関する内容。もう1つは学校の管理・運営に関する内容と私は考えております。

環境整備に関する内容といたしましては、日常的な校舎内外の清掃または整備に関する内容。樹木や花壇の手入れ、また除草などに関する内容。そして、緊急避難的な補修や修理に関する内容などがあるかと考えております。

管理・運営に関する内容といたしましては、学校諸行事への準備などに関する内容。また校舎内外の安全点検に関する内容。そして修理工具など、機械器具の適正な維持管理また保管に関する内容。学校間の物品や機械器具の送達に関する内容など、多岐にわたる業務があるかと考えられます。

委員ご指摘のとおり、これら校務員業務の内容につきまして、今後文書化し、明確にできるよう検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○森西正委員長 前馬次長。

○前馬次世代育成部次長 まず、中学校の制服・体操服の件でございます。先ほど若狭課長からもご答弁申し上げたように、実態について調査いたしたいと思っております。

ご指摘のとおり、金銭的負担についてはできるだけ軽減を図りたいと思っておりますし、保護者に業者選定等、理解を得ていないのであれば、説明する機会と

いうのも必要であると思います。選定した意図であるとか、価格的なことも含めて十分説明が必要だと考えます。高いと感じておられても、実は安いこともあるかもしれません。その逆もまたあるかもしれません。一体なぜこうなのか。その内容について説明する機会も含めて、調査したいと思っています。

それから、学力調査の件でございます。これも若狭課長からもご答弁申し上げたとおり、競争は必要な場面もあるととらえております。競争原理のみですべての教育活動が支配されるということは問題かもしれません。しかし、必要な競争もあると思います。

ただ、我々が懸念するのは、学力という一つの数値のみで、全人格的な評価がなされている、こんな場合もあるように思います。つまり、テストの点数をもって、あいつはだめなやつだとか、こいつはいいやつだとか、そういう場合は危険だと思っています。

ただし、いろいろな数値がございます。スポーツで、50メートル走で何秒で走れるかとか、あるいは本を何冊読んだかとか、いろいろ評価できる基準というのはあると思います。そういう中で、それぞれがその基準の中で、尊重され、価値が認められるということも必要であると思います。

そんな意味で申しますと、現在、人それぞれ違ってみんないいじゃないか、そんな教育もしておりますが、さまざまな場面でお互いを認めあえる、さまざまな価値をそれぞれ受容できるような、そういう雰囲気をつくらなければならないと思っています。そんな中で、いろいろな結果を肯定的に受け入れられるような雰囲気をつくらなければならないと思っています。

それから、国旗・国歌の問題でございます。教員との信頼関係は何よりも重要なものであると思っています。私どもの市では、教育長からの職務命令は出してはおりません。ただし、教育公務員としても責務を果たすように、卒業式、入学式のことについては、通知を出しておるところでございます。もちろん、職務命令というかたちは、府立学校で行っておりますが、私どもの市の小中学校の教職員は、不起立をする者もおりませんし、そういう意味では教育公務員の責務を果たしております。

しかし、おっしゃるように、歌えてない現状もございます。教員として、教育公務員として、指導する側として児童生徒にやってみせるということも必要でございます。年が明けて、1月、2月、3月も、校長会、教頭会において、あるいは校長会の代表とも、教育長が自ら懇談の場を持ったり、さまざまな機会を通じて指導もしてまいりました。今後、我々が考えておる信頼関係がさらに構築できるよう、教員としての正しいあり方を求めてまいりたいと思っています。

なお、授業できちっと教えたということの証明はどうなっているのかというご指摘がございました。項目としては、例えば指導時期、指導時数はどのようになっておったのか。また、指導の回数の詳細。例えば音楽の時間で国歌君が代を教えることで、45分間全部を使うという授業構成ではなくて、何分かに分けて行う場合、音楽の時間にリコーダーもやる、歌もやる、合奏もやる、こんな授業構成になったりすることもございますので、例えば、合わせて2単位時間が保証されているかどうか、そういったことも調査をしておる次第でございます。

また、指導内容も、どのようなもので

あったか。それから校長はどのように把握したのか、このようなことを我々は調査しておるところでございます。簡単な表になるかもしれませんが、各小学校から調査しておりますので、音楽での指導の実態というものにつきましては、一覧表にまとめて、実態として、必要であればお示ししたいと思っておるところでございます。

○森西正委員長 若狭課長。

○若狭教育政策課長 人権教育副読本について、ご説明いたします。

人権教育副読本、人間・人シリーズにつきましては、平成20年より、それまでの個人配付から学校配付に変わりました。平成21年からは、学校設置用としての活用をスタートしております。

その間、国の人権教育の指導方法等のあり方について、第3次取りまとめ、あるいは大阪府の大阪教育力向上プラン、これらに基づいた改訂、それからさまざまな人権課題に対応しているもの、あるいは児童生徒の発達段階を考慮した視覚教材、音声教材も含めて、新しい指導資料集が望まれておりました。

この準備、ワーキング会を経まして、23年度の4月に各校には、それまでの人権教育副読本にかわる人権教育教材集、資料のCDを配付したところでございます。

人権教育の資料につきましては、学校独自の教材、あるいはそれまでの副読本、これらを破棄する、あるいは使用してはいけないといった指導はしておりませんので、独自に以前の資料を使っただく分につきましては、構わないと、こちらでも把握しております。

なお、今年度配付いたしました人権教育教材集、資料のCDでございますが、過去の副読本の読み物資料でありますと

か、一部重なっているものもございます。

○森西正委員長 大橋課長。

○大橋子育て支援課長 修学旅行等の滞納関連のご質問に私のほうからご答弁申し上げます。

先ほどもご答弁申し上げましたけれども、就学援助の対象になっておられる方というのは、学校払いという方法がございますので、基本的に学校諸費の滞納はないということで認識しております。学校諸費の滞納が発生するケースとしては、就学援助の認定基準と同程度に困窮されておられるにも関わらず、就学援助の申請をされていない方については、そういうケースが想定されます。

例えば、滞納の状況につきましては、学校諸費全般の問題がございまして、現在うちのほうでは、把握はできておりません。担当が教育政策課になりますので、そのあたり、教育政策課で把握をして、また情報提供させていただきたいと考えております。

○森西正委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 校務員さんの件は、非常に何回も言うようですが、仕事の内容がわかりづらいということで、市民の皆さんから保護者の皆さんから、何してんねんというかたちで、いろんなことを私は聞いたことがありますし、当然、先生が授業だけに集中してやることは必要というのはわかるんですけど、このような状況の中で市役所の職員も減らされて、そういう形で業務もさらに一層個人がやる業務もふやさなあかんという状況が現実にあるわけで、そういう点も踏まえて、この世の中の流れから考えて、しっかりとその辺は説明できるようにしていく必要があるのではないかと思いますんで、これはわかりやすいようにやっていただくということを要望をしておきたいと思

いますんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、要保護・準要保護の件はわかりましたけど、しかし、例えば修学旅行に行きたいねんけど、その修学旅行のお金が払われへんという子どもが、現実におるといふふうになりました。そういう方が本当にいるのかどうかということをご答弁いただきたいのと、そういう子は、修学旅行は行かれないのか行くのかということ、合わせてご答弁いただきたいなと思ひます。

それから、学力テストの件ですけど、先ほども質問させていただきましたけど、学校の先生の中には非常に浮世離れした方が昔は多々あったと思ひます。現実の社会と乖離して、先ほど言いましたように競争の原理やなくて、平等至上主義じゃないけど、すべてにおいて横並びでいくということがすばらしいことと思ってる先生も昔は多々おられたと思ひます。

平等に関しましては、私は、そら当然平等であるべきだと思ひますけど、ただ、僕の平等はチャンスの平等なんです。チャンスを平等に与えるということが、やっぱり必要であって、例えば自分が進学でどここの高校行きたい、そういう子には、やっぱりそういうチャンスを与えるためにしっかりと、そういう学力テストとか、学力を向上させるようなシステムが必要だと思ひますので、そういう点から、健全な競争がしっかりとできるような、この学力テストというのは自分の位置づけがどこにあるかということを知る一つの大きな参考になる。

だからそういう点で摂津市だけがやらへんとかやるとかいう問題と違って、これは全般的にやることに関しては、しっかりとその辺は横の連絡をとり合つて、みんなと同じことをやらないと、意味が

ないわけですから、その辺をしっかりとやっていただきたい。そういうふうにして要望しておきますんで、よろしくお願ひします。

それから、国旗・国歌の問題やけど、非常に理解に苦しむのが、そういうふうにして、やってんのに、現実はどうかと考えたら、歌ってないというね、漏れ聞こえることに関しては、一生懸命前馬次長がそういう形でやってますと言うとっても、子どもたちの保護者から聞いたら、いやそんなんやってるのは全然聞いてない、そんな授業やってないと返ってくるんですよ。その辺の乖離がどうなっているのか、私はいつも理解に苦しむんです。

ひょっとしたら、上がってきた報告に本当に真実にそのことをやっていると言う話、非常に疑問がある。皆さんが集約して、何か調査して返ってきたことが、そのことで、本当に現場のほうでそういうことを私は聞いてるんです。教えられてないという親が多々おるんです。その辺どういうふう思うんか、もう一遍ご答弁いただきたい。現実に歌われてないわけですから。

それから、制服に関しては非常に経済的な負担があるということで、あらゆることで、保護者からこういう運営委員会とかでそういう質疑応答があったと言うて、PTA便りとかなんかで、こういう形で書かれとる。そういう現実があるということはよく理解していただいたと思ひますけど、しっかりと、私としてはその辺は現状をもっともっと分析して、そういう声を聞いて、あらゆる方法を模索していただきたい。

価格的にもしか抑えられるんやったら、どんな方法があるのか。これはもうあかんやないかと、単に一つの事例だけ挙げて、そこで否定するのではなくて、いろ

んな意見を聞いて取り入れたら、実際、価格的に抑えられたということも多分あると思うんで、そういう点、しっかりと、そういう疑問を持たれないようなシステムづくりと行動をしていただきたい。これは要望しておきますんで、よろしくお願ひします。

副読本の件です。新しい一つの副読本がどんどん今そういう形で、時代の流れに沿っていってるんです。過去のものを使うな言うけど、過去の副読本を引っ張り出してきてやるんやったら、その副読本でいいわけです。ずっと続けてやったら。時代が変わっていっとるわけです。新しい副読本をこれから取り入れてやるのに、わざわざ使ってないやつを出してきて教材として使って、それを教えるということに関して、私はそれやったら何のために改訂になっていったのか、理解できないですよ。

現実にその副読本「にんげん」は、使ってないと言ったって、個人の配付から学校配付になってるけど、それを使った授業をやっているところがあるんですよ。みんな回収というて、プリントコピーして渡して回収するという形でやってるんですけど、そういう点でやっとなる現実があるわけです。その辺をしっかりと把握されとるんかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○森西正委員長 答弁をお願いします。

若狭課長。

○若狭教育政策課長 まず、修学旅行の諸費滞納で、行けなかった児童生徒がいるかどうか。諸費滞納によって修学旅行に行けなかった児童生徒、これについての把握は現在できておりません。そういった児童生徒が、今年度いたかどうかの把握はできておりませんので、これは確認したいと思ひます。

それから、副読本のお話でございますが、現在、今年度使用したというのは、摂津小学校のある学年で使用したと。6年生ですかね。この内容も私は確認したんですが、現在のCDに記載されている教材でございます。

なお、CDの使用ですが、読み物資料として印刷する場合はクラス、児童分の印刷が必要になってまいります。教室に設置しておりますテレビあるいは電子黒板、そういったものを使用しますと、紙での印刷は必要なくなるんですが、そういうものを使用しない場合、既にそこにテキストとしての教材があれば、それを使用する分は理解できるなといった判断を、今回はいたしました。

ご指摘のとおり、改訂されているものであれば、やはりその比較・検討は必要でございますし、私どももこのCDの配付以降、今年度については、このCDの内容の使用状況についての調査も行っておるところでございます。

○森西正委員長 前馬次長。

○前馬次世代育成部次長 国旗・国歌の件について、保護者から教えられていないという声をよく聞かれるということですが、そんな声につきましては、これまでも、よく我々も聞いておりました。

授業でやってると言うが、子どもに聞くと、全くそんなことはなかったということです。これは子どもさんが教えられてないとおっしゃるような授業であるということが問題ではないかと思っております。教員はそのほかの教科でも、私は教えました、教えたからみんなテストで点取れなあかん、みんなの勉強足りないんじゃないかと、こんなことをよく言いますが、よくよく考えてみましたら、教えたその後には、また自らやってみたい、あるいはさらに発想を広げたい、そうい

う思いを持たすような授業が重要であると思っております。

我々は、学校を信用しながら、各校長に、教育課程の編成も任せておる現状ですから、そういう意味で言えば、きちんとやったという調査を信じるほかはありません。

しかし、子どもたちにとって、さらに意欲がわくような、あるいは実践してみようと思うような、そういう授業でなければ、教えてもらったという声が聞かれないと思いますので、さらに子どもの意欲向上ができるような、また心に残るような授業を行うように指導してまいりたいと思っております。

○森西正委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 5回目の質問をしたいと思えます。

国旗・国歌の問題は、今言うたように学校協議会ですかね、そういう形のシステムがあるんやったら、そこでしっかりともう一遍調査する必要があると思えます。例えば、京都の人間が君が代をぴしっと習って歌を歌うと、和歌山の人間も歌うことができると、大阪の子どもたちは歌うことができない、これは教育基本法から考えて、等しく平等に教育を受ける権利があるということから逸脱しとることですよ。それを教員がやってないというのは重大ですよ。やってる、やってない、これサボタージュがもしかあるとしたら、これは大きな問題であって、教育長がおっしゃってるような信頼関係は根底から覆されることになるわけです。これ、何かサボタージュのようなにおいがするんですね、私は。

だからそういうことから考えて、この国の子どもたちは等しく教育を受ける権利があるわけですから、そういう点から踏まえて、しっかりと、やった、やらん

とか、もしかそういうええかげんな授業をやったり、例えば教えてへんことがあったら、これは完璧に、犯罪とは言いませんけど、やっぱり公務員という一つの規定とかそういう義務から大きく逸脱したことになると思うんです。そういうことを学校協議会か何かでしっかりと再度調査して、私らに理解できるようにしてください。

それと、卒業式・入学式には、やっぱりね、きょう新聞載ったんですけど、大阪市みたいに教師がちゃんと口あけているかというのを見られて報告されて、新聞載ってますわ。こんないやらしいこと、本来すべきじゃないんやけど、しかし、僕はそれに対して非常に抵抗あるんやけど、こういう現実もあることは事実ですので、その点、これ以上言いませんが、入学式むちゃくちゃ楽しみにしております。だからそういうこと、よろしくお願ひしたいと思えます。

それから、副読本の件なんですけど、今言うたみたいに大きな時代の流れで、副読本は変えていっとるわけで、その授業にあえて使うということになったら、きちっと使う理由をはっきりと示さなあかんと思う。それが時代にそぐわないから新しい本ができとるわけであってね。だから、わざわざ昔の物を引っ張り出してきて、何らかの意図があってそれをやったと思うんですけど、それは資料として、各学校に一つだけ置いておこうという、資料としては残すのは結構やけど、現実の授業にそれはそぐわないと思えますんで、その辺はしっかりと指導していただきたいと思えます。もしか、使うなら使うなりの説明等そういうことをしてもらわなあかんで、これは要望しておきます。よろしくお願ひします。

これで、私の質問を終わりたいと思ひ



ます。

○森西正委員長 柴田委員。

○柴田繁勝委員 それでは質問させていただきます。民主党の三好議員が代表質問で取り上げて申し上げておりました待機児童の問題について、例えば正雀愛育園だとか、せつつ保育園だとかいうところが、数字的に多いということで、今後どのような解消をされていくのかということをお尋ねになって、一定の方向は部長からのご答弁で出たと思うんです。

そうしますと、ここで私が詰めると言ったら語弊がありますけれど、もう少し前向きに実際どのような形で進めていかれるのか。例えば今年度中にその方向に移っていく可能性があるのかどうか。こういうことを少しお尋ねせないかと思うんです。

その中で、我々も言うだけではないので、実は待機児童対策に関する調査報告書などという少し内容的なものもきょうは資料としていただいて、読ませていただいておりますし、教育委員会のほうでも、そういうことは少し精査していただいているのではないかと思います。その中で具体的に例えば本会議で申し上げましたけれども、正雀駅前商店街などを見ますと、シャッター通り化のところ非常に多い。その質問が出てまいりまして、私もあの周辺の空き家状況を少し調査させていただいたら、例えば、正雀駅前商店街だけで、10か所ぐらいの空き家がございます。

しかし、その中で、分園といいますか、託児所というか、そういうものに使っていただけるような広さの場所というのは、大体4か所ぐらいかなというふうにも思っておりますが、我々もこのことを問題にさせていただく場合には、受け皿としてどういう所があるのかということもあわ

せてご提案しなければいけないのではないかと。その中には、最近の商店街などはシャッター通りが出て、非常に閑散としてしまう、せめて何かそこに使っていただいて、にぎわいを戻してもらおうということもありませんし、また今、保育待機児が大変多いということで、そういう所に臨時的というんですか、時間を決めた保育をできるような施設をつくって、とりあえずの待機をなくしていくという方向を出していただきたいと、そういうふうに思いますので、このことについては一つお考えを。本会議でご答弁いただいたことは、十分わかっておりますが、それ以上具体的に進めるとしたらどうなるのかということをお教えいただきたいと思います。

2つ目ですけど、私もほかの皆さんから給食の問題は出されておりますんで、特に、中学校給食なんていうのはこれから大事なことであろうというふうには思っております。

ここは視点を変えまして、小学校給食の中で、給食費の滞納がかなりとは言いませんけど、幾つかの数字が挙がっております。どの地域が、どの学校がということは差し控えますけれども、滞納しておられる方に対して、今後、市のほうはどのようにして解消されるのか。

私は、滞納するには滞納する理由があるのではないかと思います。どうしても払いたくてもこの状況下の中で、給食費が出せないというような状況の家庭もあるのではないかと。

しかし、また何か言葉が悪いですけども、少し横着って言うたらいいか悪いかわかりませんが、給食費というものは、何か義務教育の中に無料であって当たり前だというような考え方の中で、放置されてるというようなことがあるのかなと

いうふうに思ったりもいたします。

この辺について、教育委員会として、何でもかんでも取り立てるような回収の仕方というのは大変難しいことであり、また昨今、そういうことで孤立死だとか孤独死だとか、いろいろな状態も出ておりますので、やっぱり我々がそういう人権的な立場に立ってものを図っていかないといけないですけども、またその反面、ものの公平さ、まじめに働いて払っておられる方との考え方、そういうことも含めて、考えをお聞かせください。

もう1つお尋ねしておきたいのは、給食費でこの間も思ったんですが、例えば不登校の子どもさんだとか、長期欠席をしておられる子どもさんなんかでも、給食費というのは月単位でとっておられると思うんです。そのような場合には、どのような徴収をされているのか、その辺も合わせて聞かせていただきたいと思えます。

先ほど渡辺委員の質疑の中で校務員の仕事のことがいろいろ出てまいりました。岩見課長からご答弁ありました。私はちょっと気になることは、最近、摂津市が地域に管理を委ねている建物の中で、ボランティアで脚立に乗って植木の剪定をさせていただいて、わずか2メートルぐらいの高さですけども、ちょうど奥さんもご一緒に手伝っておられて、そこから落ちられて亡くなられたというケースがあるわけです。

校務員さんというんですか、この方々に電燈の交換だとか、いろいろなところ、ちょっと高い所へ上られたりした作業も伴うのではないかなというふうに思うんですが、そういうときの、例えばヘルメットの着用などは完全に徹底されているかどうか。

今回も、亡くなられた人が恐らくヘル

メットをかぶっておられたら亡くなるようなことはなかったのではないかと。事例としては、2週間ほど前の話です。大変いたましい事故だったですけども、そういう事故が起こっておりますので、学校内の仮に校長先生が、物をかえられるにしても、また校務員の方が物をかえたりいろいろとされるにしても、そういう事故に遭わないような対策というのはとられてるのかどうか、聞かせといていただきたいと思えます。

それから、専門的なことで岩見課長にお言葉を返すようなことになりますが、先ほど水道のフラッシュバルブというのが出てまいりました。これは1つの器具だと思うんです。水道法の中でいきますとそういうものを扱うときには、責任技能者の資格を持った人がそれを扱うということになっているのではないのかなと思うんですが、最近は緩和もされまして、ちょっとしたことぐらいは、経験のある人だったら自分でやってくださいよということに変わってるのかどうかわかりませんが、水道法からいくと責任技能者が仕事に携わるということになっているのではないのかなと思うんです。

そのことを言うたために、校務員の方がそのことすら扱えないということで、逆にこっちに引っ込んでしまうということになることは、私は何も望んでないんですが、そういうことも含めてですね。それと学校などの場合は、直圧水道と二次水道というのになります。二次水道の場合に及ぶ範囲というのは、恐らくそこまで波及してるのかどうか、こういうことです。

この事例は、例えば量販店で最近、物をよく買って来られるんです。そしてそれをつけに行かれて、ようつけないという人がたくさんいるんです。とどのつま

りに指定店なり、それなりの専門家を呼びに来られて、それを後始末に行くというようなケースも多いわけです。だからそういうことも含めて、参考にそういうときの技術的なことはどうなのかなと。気になったもんですからお尋ねしておきます。

それから今度は、各ページに移ってお尋ねをしたいと思います。

小学校費の中の光熱水費ですけれども、ことしは1億2,717万5,000円ぐらいの予算が組まれております。しかし、年度末精算ではかなりな量が不用額になって、約1億円ぐらいかなというふうに思うんですが、この額は各10校で割ってみて、1か月の費用にかえてみますと約100万円ぐらいということになるかと思うんです。

今回、クーラーを各学校に設置したりしますと、光熱水費というのは非常に上がっていくのではないのかなというふうに思いますが、この辺の光熱水費の今後の推移、移り方はどういうふうにとらえておられるのかということがわかれば教えていただきたいなと思うんです。

私は、1校に100万円の光熱水費が高いか安いかわからない判断はなかなかわかりませんが、将来やっぱり少なくとも、少ない費用で効率のいいものをつくっていくということになると思うんです。

それに関連してお尋ねしますが、今後、和風トイレなどの洋風化というの也被言われております。今メーカーは、できるだけ少ない水量で処理のできるというような器具が出てまいっております。1つには、昔なら13リットルぐらい使わないかん水量を4.5リットルとか5リットルとか約半分以下の水量でものが処理できるというようになってきております。こういうことを考えていき

ますと、かなり今後の課題として、そういうものを採用されるということをお考えになれば、光熱水費も節約ができるということになるのかなと思います。今のところ、フラッシュバルブというのを使っておられますが、メリットもたくさんあります。トイレに入ってすぐ次の人が入られてでも同時に水が出てくると、タンク方式の場合には、タンクにたまるまでの時間がかかるということで、トイレを次から次へと使われる方にとっては、フラッシュ方式というほうがええのかなというふうに思いますけど、かなり水をたくさん使いますし、ややもすると調整がうまくいかないと、普通のタンク方式の何倍かの水が流れてしまうというようなこともあるんで、その辺もどのようにお考えになっておられるのかということを含めて、光熱水費について少しお尋ねいたします。

それから次に、小学校卒業記念事業というところで卒業生に証書の筒と、小学校では辞典を出しておられます。中学校では、印鑑と卒業証書の筒。これも調べてみますと、そんなに大きなお金じゃありません、小学校で86万5,000円ぐらいですか。一卒業生に出されるということは、1人1,000円ぐらいにしかかってないのではないかなと思うんです。

小学校のときは、辞典をつけられるということなんですが、先般聞いておりますと、なかなか今電子辞書というんですか、そういうものによってきて、書籍のような辞典のものを子どもが余り魅力をなくなると、あるフランスでしたかそういう辞典の会社が何百年続いたけども、今回はもう閉じていくというようなことがあったりして、辞典を毎回出しておられますが、この辺も少し考える時期が来るのかなあというふうに、私が

思ってるだけかも知れませんが、1度その辺のことについても展開があれば聞かせてください。

予算概要の120ページ、生涯学習推進本部運営事業で報償金2万円とあるんですけど、内容を教えていただきたいと思います。

次に、予算概要の122ページ、芸能文化祭開催事業ということで、98万円を組んでおられると思うんです。ほかにもたくさんそういう補助事業、委託事業というのがありますんで、きょうはこのことだけ取り上げてみるんですけども、この中で、実は財源を分けてみますと、市の持ち出し分が51万4,000円、その他の財源として46万6,000円というのが組まれるわけです。

どういうことかと言いますと、昔は文化祭そのものを委託するのに、今から何年前ですけど約110万円ぐらいの予算が組まれてたんですが、それぞれ諸般の事情で、5%カットだとか、幾らがカットだとかいうことで、だんだんカットになってきて、今98万円ということになってきております。この46万6,000円というのは、実は出演者が会場を使うときに、文化ホールであれば5分間2,000円、それからコンベンションホールであれば5分間1,000円と、文化連盟の中で自発的に決めて徴収しておるお金が、恐らく市に納入されているんだろうと思うんです。

市は受託事業でそういうふうにして入ってきてるんですから、実質的には文化祭に98万出してるけれども、市の持ち出しは51万4,000円で済んでると、こういうことになる。昔は110万円ほどのお金を出しておられた。なぜ時間を決めたかという、出演者がどんどんふえてきて、調整をするのに非常に、ただ

何ぼでもどうぞということであれば、うちは何時間ください、何ぼくださいということで、調整機能をするために5分間2,000円と。もともと1,500円だったんですが、文化ホールは2,000円、コンベンションは1,000円というふうに、1年ぐらい前から決められたと。

そこで何を言いたいかという、こうして逆に四十数万円のお金がまた市のほうの会計に入っていくという中で、実際98万円で、今日の文化連盟団体が取り組んでる事業の大きさから行くと、数年前から比べて非常に出演者も多くなったり、また出演団体数も多くなってきて、98万円でなかなか絶対的なものを満足させるためにはできないと。しかし現実の中では、文化連盟だけ突出して幾らか上げてもらうというような状況下になんかということで、それはそれなりに辛抱するといえますか、こらえてできるだけその中でいいものをつくっていかうということで、文化連盟としては努力しておられると思うんですが、そういう中できょうこのことについて、文化連盟だけに云々という話にはならないと思うんですが、費用なども含めて意見として出てるのは、できればこの費用で、委託の中の中身は節約された費用の中で充実してやってみましょう、しかしそれを例えば、外部に知らせていただくことや、ポスターの製作やとか、それからのぼりなどを立てていただくとかいうような市全体がやっぱりPRするような、そういうものの費用として、出演舞台使用料から上がってきた費用を何とか回して、文化祭そのものをもっとPRして、にぎやかなものにして、たくさんの人に周知徹底をさすというようなことができないのかなと、こういうことを少しご意見として出ており

ましたので、きょうはあえてそのことを聞かせていただきましたので、お答えいただけたらありがたいと思います。

次に、青少年ゆめ・感動体験事業について、国府支出金で153万円が出てますけど、これも内容を教えていただきたいと思います。

次に128ページ、文化財保存継承事業というのは今回の質問の中で、どなたも皆それなりに取り組まれたことであり、先ほど渡辺委員からもこのことについての企画なり、1つのいろいろなことを考えていかれたらどうかということをおっしゃっております。私も文化財にやっとなら指定された一津屋の第6集会所が、市民の皆さんに周知されていくということですが、今の現状だけでは確かに、ただあそこにそういう文化財的なものがありますよという1つのものにしかないと思うんですが、まちおこしにどう生かしていくのかということが今後の課題ではないかなというふうに思っております。

渡辺委員は以前に、あそこに昔あった村芝居などを誘致して、もう少しまちおこしを起こせるという方法も見つけて来られて、提案もされておられます。

しかし、なかなか今そこまで地元との対応だとか、地元の皆さんのお考えだとかいうようなこと含めて、先ほど池上参事がご答弁なさってるようなことに尽きるのかなというふうには思いますけど、せっかくなつくたあれだけのものを、いかに生かしていくかということは、我々の課題でもあり、市の課題でもあろうかと思うんです。

先般、ある会のところへ参加しておりましたら、落語家の桂雀喜さんというのが来ておられました。この方は正雀の市民ルームを定席のようにして、ずっと撰津との関わり合いを持っておられます。

この方の師匠が雀三郎だというふうにおっしゃってました。何も落語会をあそこでやりなはれということじゃないんですが、その話を少しさせていただいたら、非常に好感を持って、我々はそういう所を探しているんですよということをおっしゃいました。

また、ちょっと話はそれますけれども、我々の住んでおります庄屋という所に永福寺というお寺がございますが、今まで報恩講さんなどでよく人が寄ったんですが、今度そこの本堂を開放するというんですか、本堂で落語会を開催するということになりまして、1人1,000円で最初の落語会には、南光さんが来られるとかいうようなことで、お寺もまちおこしというか、自分たちのそういうものを少しでも皆さんにPRすることによって、お寺の存在なり、またいろいろなことのPRをしていこうという考え方ではないのかなというふうに思いますが始まることになりました。

京都などに行きましたら、お寺での落語寄席なんていうのはよう見ますし、そういうこともやっておられますんで、何を言いたいかということ、第6集会所の文化財をいかに静から動にシフトさせていくか、動かしていくか、そういうことでは我々も最終的には昔やった村芝居など、また大衆演劇などやっていただきたいということは最終的には思っておりますが、当面、上手に使えるということであれば、地域の人とのまちおこしのために何ができるのか、そういうことを考える実行委員会などを立ち上げていただければと思っておりますんで、これはもう答えは要りません。多くの皆さんがお尋ねになっておりますから、私も同じような気持ちであそこを生かして、まちおこしに役に立ててほしいという気持ちでお願いしてお

りますので、要望としておきたいと思  
います。

それから132ページの摂津ふれあい  
マラソン大会事業です。ことしも私、淀  
川のづつみに行ったんですけど、時たま  
そのとき火事が起こりまして、三島のほ  
うで、すぐ飛んで帰ったので、成果はど  
うだったのかということが十分わからな  
いのですが、大分長いですね、三十何回  
ですか、開催されておると思いますし、  
私は淀川を上手に使ったマラソンという  
ことで、非常にスポーツ振興ではいい意  
味で摂津市のイベントの1つだというふ  
うに評価をしております。ただギャラリー  
が非常に少ない。もう少しやっぱり大々  
的にPRして、多くの皆さんがマラソン  
を見学に来ることと、淀川づつみを楽し  
んでいただくというようなことも含めた  
イベントをもう少しできないのかなとい  
うこと。

実は去年、参加してからずっと思っ  
たんですが、ことしもそういうことを感  
じましたので、その辺の拡大したところ  
でのイベントというものができないのか  
どうかということを教えていただきたい  
と思います。

それから126ページの生涯学習出前  
講座開催事業です。予算措置はわずか1,  
000円です。将来どういようなこと  
をされるのか。以前から出前講座とい  
うのもあったように思うんですが、教  
えていただきたいと思

います。  
総括的なお尋ねということになります  
が、前回のときも、私も橋下前知事が、  
府知事のときに出された教育基本条例、  
そしてまた大阪市の中で今取り組んで  
おられること、いろいろなことで確かに  
多くの皆さんがそのやり方に全く反対  
だとおっしゃっておらんとするんです。  
橋下さんだからやれるんだというよう  
なこと

もおっしゃっておりますが、僕は摂津  
の教育については、やっぱり長年培っ  
てきた教育委員会制度というものの上  
に立って、摂津独自の教育のあり方と  
いうのを、今まで考えて来られたと思  
うんです。

いつも教育長なり多くの皆さんが、  
摂津の教育の大切さなり、摂津の教育  
はこうあるべきだと、そして摂津市民  
からなるほどと思ってもらえるよう  
な摂津の教育を確立していきたいん  
だということをおっしゃっておりますし、  
そのとおりでろうと思っております。

以前に私、尾木直樹さんという今、  
「尾木ママ」なんて言われております  
けど、あのひと少し話をした機会があ  
って、私もこの間、リベラルの雑誌  
みたいなものに投稿させていただいた  
んですけども、あの先生のおっしゃ  
ってることが非常に僕には相通ずる  
わけでした、やっぱり何でもかんでも  
できる子を手を引っ張っていくん  
じゃなくて、できない子をいかに  
救い上げていくかということが大事  
なことなんだとおっしゃっておられ  
た。

またあの人の人間性で、私2、3回  
ちょっと質問したときでも、ああこ  
の先生こんなに丁寧に教えてくれる  
のかと思うほど、あの人の本を買っ  
たときに、私らのような質問に答  
えていただいたということで、私は  
尾木先生というのは非常にいい人  
じゃないかなと個人的には思っ  
ております。そういうことも含め  
て、一つ学校の将来の摂津の教育  
とはどうあるべきかという、大き  
な抽象的なお尋ねになりますけれ  
ども、以前、教育長も摂津独自の  
教育のあり方、教育委員会のあり  
方というものはという信念のよう  
なものを持っているように思っ  
ますので、その抱負を述べていただ  
ければどうかなというふう  
に思

います。  
いよいよ最後になりますけれど、今

は市民図書館の崩落事件なり、また学校の施設など全部調べていただいたらかなりな所の問題点が出てきて、補修するだけでも大きなお金がいる。

将来に向かって、耐震設計また耐震工事いろいろなこと、そしてまた耐用年数が来てる学校の施設の建て替えなどを含めたら、これからの摂津の学校教育、義務教育というんですか、その見通しというのは大変だなと、お金が非常にたくさんいるんだなというふうに私も思っております。実際どれぐらいの、これから10年先、第4次総合計画の中でやらなければならない教育に関わる費用というのが、今想定していなかったものが出てくるのではないかなというふうに思うのですが、その辺について何か一つ財政的な教育施設についての考え方があるのであれば、ひとつ教えていただければどうかなと思います。

それからもう1つは、最近電力不足で非常に我々は節電ということになっております。先般、企業の名前を挙げていかがかとは思いますが、近鉄が電車の事業が余りかんばしくないの、太陽光事業にシフトするというので、三重県内の大きな土地にソーラーを設置して、約2万キロワットの電気をつくる。6,000世帯に送りこんで行く。これも1つの今の現状の中でソーラーの電気というものは、非常に採算性が取れるという考え方から出てきてると思うんです。

摂津市で何もそういう電気があるから、うちで電気をつくって売きなさいということじゃないんですが、これからの学校なりいろいろな公共施設の中というのは、ほとんどが陸屋根だと思うんです。ここにソーラーをあわせてつくっていくことによって、摂津の施設の電気ぐらいは自分たちの施設で賄っていくんだというよ

うなお考えを持たれることはいかがでしょうかと、私が考えておりますことですが、今後建物を建てられるときには、必ずソーラーも合わせてつくっていくと、そしてそこで使われる電気をそれから使って、少しでも最初に申しあげました光熱水費を少なくしていくというようなことはいかななものでしょうかということを含めて、最後の2つは抽象的な総論といえますか、そういう質問になりましたけれども、お尋ねして第1回目の質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○森西正委員長 暫時休憩します。

(午後3時 6分 休憩)

(午後3時15分 再開)

○森西正委員長 再開します。

岩見課長。

○岩見総務課長 総務課に係りますご質問にお答えさせていただきます。

まず、小学校給食の滞納の状況ということのご質問でございますけれども、平成22年度分の未納額につきましては56万2,200円、徴収率といたしましては99.7%となっており、ここ数年は同じような徴収率でございます。

また平成22年度の未納者数でございますけれども、総児童数4,802人のうち39名でございます。世帯数では33世帯ということになっておりまして、未納者の割合といたしましては0.81%でございます。滞納されました給食費の徴収につきましては、各学校におきまして児童に十分配慮しながら、学級の担任、事務職員、管理職が連携して、文書また電話、懇談会あるいは家庭訪問等によりまして督促を行っていただいているところでございます。

未納者の多くには経済的に困窮している家庭の方が多いということでございますけれども、そういった家庭にあるにも

関わらず公的扶助を申請されていないというケースもございます。このようなご家庭に対しましては、学校長が個別面談等させていただいて、公的支援制度を説明して申請を促す努力も続けております。

続いて、長期欠席者の児童の給食費の徴収ということでございます。これにつきましては、事前に学校に連絡をいただいて、欠席月の喫食率が9回以上の場合につきましては、月額給食費を徴収させていただいております。したがって、連絡をいただいている方で喫食数が8回以下の方につきましては、給食費は徴収をいたしておりません。また既に徴収をしている場合につきましては、給食費を返還をさせていただいております。転入、転出についても同様の取り扱いをさせていただいております。

続いて、校務員の高所の作業についての安全対策はとれているかということでございますけれども、体育館の球替え等高所の作業になる場合につきましては、ヘルメット及び安全帯を着用させていただいて安全を第一に図らせていただいております。

また樹木の剪定等、中木につきましては校務員でしておりますけど、高木につきましては、業者の剪定の委託を出させていただいておりますので、剪定についての事故については、2メートル未満の脚立を使用して、2メートル以上にならないような場所での作業をさせていただいております。

続いて、トイレのフラッシュバルブを交換する場合、水道法に関わって責任技能者が必要ではないかというご質問でございますけれども、営業をされて業者が交換する場合については、責任技能者という資格者がいる営業所でなければなら

ないということでございます。各家庭でも蛇口のコマとか、そういった小さな部品につきましては、そういった規制はないということで、水道部で確認をさせていただいたところでございます。

それと小学校の光熱水費についてでございます。電気代につきましては、昨年よりもクーラーの設置がございましたので、約1,300万円増額をさせていただいております。したがって、あと水道代、ガス代につきましては、前年と同額を計上させていただいて、電気代、水道代、ガス代セットでの予算の要求とさせていただいております。

それと水道料金の節約ということで、節水型の洋式のトイレということでございますけれども、学校のトイレも限られたスペースでございます。どうしてもタンク式になりますと、若干のスペースがブースの中に要るかと思っておりますので、現在のところ、和式から洋式に順次変えていっているところもございまして、洋式便器につきましてもフラッシュバルブを使用させていただいております。

また今後、大規模に改修する場合には、節水型ということも念頭に入れて検討してまいりたいというふうに考えます。

続きまして、小学校の卒業記念品の英和辞典ということでございますけれども、最近では電子辞書等を使っておられるという方が多いということでございまして、小学校卒業記念品として贈っております英和辞典につきましては、中学校の英語の授業で使えるようにということで、教育政策課ともお話をさせていただいて、以前より英和辞典をお贈りさせていただいているという経緯がございますので、よろしくお願いたします。



続いてあと、公共施設、義務教育施設全体の将来的な数字、耐用年数もやってくるだろうということの全体の今後の見通しということでの負担額の件でございますけれども、公共施設全体にわたる問題でもございますので、市全体として考える課題と考えております。ですので、ここで財政的な負担は相当あると思えますけれども、幾らかかるかというのは具体には私どもからは申し上げられないというのが実情でございます。

それと電力不足について、陸屋根、校舎等へのソーラーシステムの設置の考えということでございますけれども、現在、建っております校舎の上にソーラーパネルを設置するというものに関しましては、ソーラーパネルがかなり重量的にあるということで伺っております。校舎の上にそれだけの荷重がかかりますと、文部科学省からも再度耐震診断をするように通達がきておりますので、もし陸屋根の校舎の上にソーラーパネルを設置した場合は、再度耐震が必要になって来るというふうに考えておりますので、今後、数十年先に校舎の建て替え等がある場合につきましては、太陽光パネルの設置等も一緒に考えていくべきものだと思っております。

○森西正委員長 布川次長。

○布川生涯学習部次長 文化スポーツ課に関わります2件のご質問についてご答弁させていただきます。

まず事業委託の件でございます。文化祭等の市主催事業につきましては、文化団体や体育団体、実行委員会等に事業を委託しております。参加者からの出演料や審査料などは雑収入として市の歳入に収納しております。

委員ご指摘のとおり平成23年度では、市民芸能文化祭の出演料収入として46

万6,000円を予算計上させていただき、実収入は51万2,000円を、また、ふれあいマラソンは7万5,000円を予算計上し、実収入は12万7,500円を収納しております。一方、フレッシュコンサートは22万9,000円の予算計上してはいたしましたが、実収入12万2,000円と予算額に達していない事業もでございます。

委託料につきましては、過去からの経過を踏まえ、必要経費を計上したものを委託しておりますが、今後は参加者の増加等により、参加料等の収入が増加し、かつ必要経費も増加しているものにつきましては必要経費を精査して、委託料を見直すとともに収入の予算計上につきましても見直してまいりたいと考えております。今後とも事業の充実、円滑な運営につきましては、関係団体とともに努力してまいりたいと思っております。

続きまして、ふれあいマラソンの件でございます。平成23年度より摂津ふれあいマラソンセッピーカップと名称を変更させていただきまして、23年度で32回を数えております。

年々参加者は増加傾向にございまして、本市スポーツ振興事業の中心的なイベントとして定着してきております。特に、淀川河川敷を活用した本市の大きなイベントは、ふれあいマラソン大会であり、また本市の文化振興条例におきましても、第9条でスポーツ文化の振興を定義しております。

文化振興計画におきましても、水の文化をつなぐまち摂津を目指して、市民、行政が協力して、文化やスポーツの振興に取り組むこととなっております。淀川河川敷を活用したスポーツや文化事業の展開はまさにこれらの理念を実践する場となると考えております。

ふれあいマラソンは摂津市のスポーツ文化の核となる事業として、さらにこの大会が市民に愛され、市民とともに作りあげる大会を目指すために現在のスポーツ関係団体、福祉関係団体、協力企業に加えまして、市内で活動されております生涯学習関係団体のご協力を得て、応援の合間等の時間を利用しての手づくりコーナーや昔遊びコーナー、淀川の歴史紹介などを設けていただくということは、マラソンを通してスポーツ文化に加え、親子のふれあいの場や郷土愛を育む場としても効果的であると考えております。

生涯学習大学・大学院を卒業された研究室の方を中心に淀川を利用して6月にイベントを予定されております。今後、市民マラソンとの共催をも模索してまいりたいと考えております。今後、各種団体からマラソンへの参加の申し出がございました場合は実行委員会においても検討してまいりたいと思います。

なお現在は、会場に観客席というものは設けておりませんが、摂津市の鍼灸師会のマッサージコーナーや福祉団体のおでんコーナー、それからガンバ大阪からのぼりや出場者へのカンステッカーの提供、小中学生の部の1位から3位にはガンバグッズの提供をいただいております。また、大塚製菓様のほうからアミノバリューの提供をいただき、大会を盛り上げていただいているという現状でございます。

○森西正委員長 大橋課長。

○大橋子育て支援課長 保育所の待機児童解消に係る具体策ということで、ご答弁申し上げます。

ご提案いただきました商店街の空き店舗の活用につきましては、平成14年に厚生労働省と中小企業庁が合同で指針を設けて推進しておったという経過がございます。指針については、現在断ち切れ

になっておるんですけれども、商店街での空き店舗以外にもあいておる土地、土地の場合は上に建物をつくる必要がありますけれども、それと土地を含めてあいておる箱物があるケース、これらが想定できると思います。それぞれのオーナーさんと市と保育所を運営する法人さん、3者の事業スキームということで、十分実現可能な検討できる事業であるというふうには考えております。ただし、このときに問題なのはおっしゃっていただいたのは、平米数の問題であったり、周辺環境の問題だったり、非常に第1段階としては大きな問題であるというふうには思います。

次に3者の利害が一致し、それぞれが事業に対してごゴーサインを出すという、当然その条件が必要になってまいりと思います。

現在、課題になっているのが摂津市駅中心ということがございますので、あのあたりでそういう適した物件といたしますか、その部分があるかどうか、まずここが最初の入り口でございますので、そのあたり努力して調査をしてまいりたいというふうには思います。

3者の事業スキームにつきましては、短期的といたしますか、オーナーさんの関係もございまして、ある程度期間を決めた限定的な形での考え方になるというふうには思います。恒久的といたしますか長期的な考え方になってきますと、正雀保育所の建替問題につきましては、かなり以前から議論があるところでございまして、正雀保育所につきましては確か別府保育所の次に古かった建物であるというふうには認識しております。建て替えの問題が再度議論される際には待機児童の解消ということを踏まえた議論、運営について検討していく必要があるという

ふうには考えております。

○森西正委員長 小林課長。

○小林こども教育課長 青少年ゆめ・感動体験事業につきましてご答弁申し上げます。

この事業はオリンピックのメダリストの方であったり、トップアスリートの方々、また芸術文化関係でご活躍されている方々に摂津市に来ていただきまして、摂津の子どもたちにご自身が選手生活や芸術活動を通して、努力されてきたことであったり、小さなときに持っていた夢であったり、それに向かって頑張ってきたこと、また苦勞したこと、また選手生活等を通してさまざまな人との出会いがあったこと、喜びや感動、こういったことを直接子どもたちに伝えていただきたいといった目的で開催しているものでございます。

平成23年度につきましては、摂津高校で12月4日に北京オリンピックの銅メダリストの朝原選手、全日本女子バレーボールの柳本さん、また大阪エヴェッサのヘッドコーチでご活躍された天日さん、こういった方々を講師にお招きしまして、キッズドリームスポーツチャレンジinせつつといったものを開催いたしました。

また12月23日には、元阪神タイガースの矢野選手に来ていただいて、私の野球人生といった演目でご講演もいただいたところでございます。

この事業につきましては、市、こども会、PTA、青少年指導員の4つの団体で共催事業として取り組んでいる事業でございます。

24年度につきましても、それぞれの団体と協力し、協議する中で、どのような講師の方がいいのか、またどのような内容で子どもたちに夢や感動を与える事業となるのか検討してまいりたいと考えております。

なお財源内訳は、国府支出金100%の事業となっておりますけれども、大阪府の地域福祉・子育て支援交付金を活用するものでございます。そういったことで10分の10補助の事業でございます。

○森西正委員長 池上参事。

○池上生涯学習部参事 生涯学習課に係ります2点のご質問にご答弁申し上げます。

まず1点目の生涯学習推進本部運営事業の2万円の謝金のことでございます。これにつきましては、平成8年3月に摂津市生涯学習推進計画を策定いたしております。その後、10年計画の目標達成のあと、第2次生涯学習推進計画を平成18年3月に策定をいたし、この計画の5つの基本的な考え方、1点目、いつでも、どこでも、だれでも、自由に、学ぶことのできる機会の充実、2点目、現在の課題に対応する学習の機会の充実、3点目、学んだ成果を生かせる多様な市民活動の推進、4点目、推進体制の整備と市民との協働による生涯学習のまちづくりの推進、5、人権が尊重される生涯学習活動の推進、この5点の計画を計画的に推進するために庁内で部長級で構成する本部会、課長級で構成する幹事会、推進担当者で構成します担当者会を組織を形成しております。

23年度現在、庁内10部23課で取り組んでおります。課長級で構成する幹事会と推進担当者会で構成する担当者会及び生涯学習まちづくり推進市民会議の14名を加えました方々を、講師を招きまして生涯学習合同研修会を開催しております。その講師謝金として2万円を計上しているものでございます。

2点目につきましては、出前講座1,000円を計上しているわけですが、けれども、これにつきましては出前講座

にかかりますメニュー等の作成にかかる経費でございます。消耗品費でございます。こういったことをしているかにつきましては、平成23年度におきましては行政編を75テーマ、市民編26テーマで出前講座を開催をしております。あと24年度に向けて、今現在、時代の背景等を十分精査した中で、今にあったテーマ等を含めた講座のメニュー等を今現在更新中でございます。

○森西正委員長 柴田委員。

○柴田繁勝委員 一応、1回目の答弁をいただきました。保育所の待機児童問題、言うことは簡単ですけど、実際今の施設をこれから交渉して、相手もあることですし、また保育所の相手さんもあることですし、なかなか立地条件として駅前につくっていただくということは、一番我々としては使いやすい、また預けやすいということになろうと思うんですけど。ただ念を押すようですけども、少なくとも市の考え方として、やはり我々の質問に対してあれだけ前向きな取り組みをしていくということになりますと、うちの会派の中でも、ことしはその方向に向かって具体的にどう進んでいくんだろうかということを期待感を持って、特にこの所管が文教常任委員会の中にありましたので、私も委員の一員として、できるだけ待機者をなくすためのそうした分園というんですか託児所というものを早期につくってもらえる方向で、即、動いていただきたいということが、きょうの質問の趣旨でございます。

そう申し上げますとも、私らもその受け皿、それなりに、もし自分がやるとしたら、ほんならわかりました、明日ちゃんと交渉してきますというようなたぐいのものではなかろうと思います。

行ってもなかなか家主さんがうんと言

うてくれるかどうか。私の聞いているところでは、空き家の中の幾つかはひよっとしたら要望に承えてもらえるのではないかということをおっしゃっておられます。ただし、行政が買ってくれはって、行政がスパンを決めてくれはって、その期間中を保証してもらえるとということなら、それなりのことで相談に乗ってくればよろうけれども、民民の話だとか、それからまた違う方向だということになると、なかなかその建物を提供していただくということが難しいのではないかなと。そこまで、少し本音のところを我々も聞かされて、行政が行くとしたら少なくとも行政が責任持って、向こう5年間なら5年間ちゃんとお借りしますというようなことが成り立つのかどうか、その辺も含めて2回目の答弁をお願いしたいのです。行政で借りれるということが、今後、進めて行く上の中で、できるのかどうかということをお聞かせいただければありがたいと思います。

それから給食費の問題ですけど、今回少しそういうふうにしてお尋ねしたら、確かに難しい問題だと思いますし、パーセンテージから行くと、割と少ないパーセンテージの方だと思います。しかし、給食費の滞納者は経済的に困っているという答弁もあるんですが、「本当にそうなのか」ということを我々のちまたはそういうことも含めてよく言うんです。

「そんなものを」というような声も出てきます。今後、この辺のところをどのように対応していかれるのかな。これも言うほうは楽です。実際対応する皆さん方にとっては、この問題を解消するというてもいろいろなハードルがあったりして、行きにくいところもあると。私は自分で先にそう思ってしまおうんですが、しかしそうはいっても、この数字を放置してお

くわけにはいかんと思いますので、今後どのように対応していかれるのかということは2回目の質問で少しお尋ねしときたいと思います。

それから、校務員の問題について、高い所に上るときにはちゃんと安全ベルトとヘルメットを着用しているということです。先ほど僕は例に出しましたが、亡くなられた方というのは、脚立2メートルから落ちられたんです。打ち所が悪かったんです。即死状態だということです。だからそのときにヘルメットでもかぶっておれば、死に至ることはなかったんじゃないかということで、非常に残念に思いますし、行政のほうも行政の持っている施設の中で起こった事故でございますので、一定の責任を感じていただいております。

しかし残念ながら、そこまで行政がこちらの方に植木の剪定までしてくださいと頼んでたわけじゃないんです。ボランティアでやってくれはったんです。お母ちゃんが「もうやめときなはれ、年もとってんのに、そんな危ないのに」と言うのに、「いや、わしはやる」と言うて、剪定をやってくれはって、お母ちゃんがそのときついてた。そこから落ちられた。わずか2メートルの所で。やっぱり厚労省あたりでも労災関係で一番注意してるのは、脚立、足場、この辺が一番不安定なときに大きな事故が起こるといって、そういうことも含めて私は、こういう事故が身近にあったから、校務員さんなんかはちょっとこれぐらいのことやったらええわと思って上られて、落ちられて、打ち所が悪くて今回のようなことにならんとも限りませんので、その辺は徹底してあげてほしいということを申し上げました。

それから、トイレの件ですが、議会の中でも今の和風は非常に使いづらいから

洋風に変えてくれという要望は、たくさん出てますし、また、恐らく今トイレという概念の中で昔は和風が、もう半分以上だったんですけれども、今は99%ぐらいが家庭では洋風というふうになっております。だから、そういうときに改善するときには、私は水の少ない洋式のやつで少しでも光熱水費ということから申し上げたんですが、スペースの問題、それから、いろいろな問題もあってですね、フラッシュ式を採用せざるを得ないということであれば、ただフラッシュ式というのも、これ時間設定も十分できるやつもあると思うんで、そういうふうなものに変えて、できるだけ少量の水で用が足して機能が発揮できるようなことも、これは考えてあげてほしい。あえて、この便器、こういう器具でないとあきまへんということも申し上げませんが、そういうところも考えていただけたらと思います。

次に、光熱水費のことはよくわかりました。やっぱり1,300万円ぐらい今回、小学校のクーラーであがってくるって、これは、もう年々やっぱり、また中学校も装備していけば、あらゆるところへ、幼稚園も装備していけば、それだけ光熱水費が上がるわけですが、我々は、それを節約しなさいということ言うてわけじゃない。やっぱり必要なものを設置した以上は、必要なものを有効に活用してもらわないかんのでね、クーラーを付けば、やっぱり暑いときには快適な生活をできるような状況下に暮らしをしよう、これ当たり前のことなんですけれども、その中でも、できるだけ節約ができるタイプのものを、最近、ほとんど、そういう機種に変わってきてると思うんですが、そういうことを真剣に、やっぱり一人一人の皆さんが考えて

いただくことによって、この年間1億2,000万円ほど予算化をしなければならぬものをですね、これから、また年々少し上がっていくと思うんですが、ここを少しでも少なくする。

その一環として私は、ソーラーの問題も出さしていただいたんですが、確かにソーラーまであげると、それは重量で、その建物に対する負荷がかかって耐震構造の再調査をせないかんとおっしゃるんで、それは、もう額面上そうだろうと思います。しかし、マイホームなんかのところですね、そしたら大概ソーラーがふえてきておりますけれども、あれ皆、耐震構造、もう一遍、耐震検査をやっているのかと言ったら、そんなことでもないんじゃないかなと。ましてコンクリートでつくった頑丈な屋上に、あれぐらいのパネルを載せるのにと私は思うんですよ。しかし、これはあくまでも素人の考えですから、そういうことであれば、おっしゃるように、今後やっぱり何かを建築する折には、ソーラーも含めた、やっぱり自然エネルギーを活用すると、これがやっぱり今の電力を考えると、是非、必要なことではないのかなというふうに思いますので、これは、もうあくまでも私の考えとして今後そういうふうなときには取り組みをしていただきたいという要望をしておきます。

卒業記念品事業のことにつきまして、私も他のことを考えて、今どき辞書を本当に子どもが、それだけ大事にしてくれるのかなというふうに思ったんですが、先ほどのご答弁であれば中学校へ行ったら、もう明日から十分活用のできる英和辞典であるというふうに理解させていただきます。

これも大体、私、先ほど一人1,000円ぐらいと言ったけど、それぐらいで

すね。この予算を生徒数で割ってみたら、それぐらいになるのかなと。

それから、中学校の卒業記念品には、印鑑を付けておられます。この印鑑の意義というのも、ある程度あるんだろうと思うんですけど、小学校が辞書で、中学校の子どもさんには印鑑ということで、ちょっと単純にですよ、バランス的に、もう少しいいものはないのかいなというふうに思ったんですが、印鑑が悪いとは申ししておりませんで、印鑑の意義というものを十分、社会に出て日本の中ではまだ印鑑というものの果たす役割が大きいんだと。印鑑1つで財産を全部取られてしまったというような人もいます。そういう大事な印鑑だから、これから、あなたの生涯の中で、この印鑑というものの意義を感じて、このプレゼントする印鑑を大事にしてくださいと、それぐらいのことを申し上げてもらって印鑑をやっぱり贈呈するということがいいのかなと、これも思ったんですが、小学校の記念品と中学校の記念品との対比で感じましたので申し上げました。

それから生涯学習推進本部運営事業というのは、これもたくさんの方が寄って、いろいろと各課でやっていただいているということですから内容がわかりましたし、講師への報償金が2万円なんていったら安いなと思うんですけども、そういう費用で、この事業の推進をやっていただけるということは、私は、ありがたいことだと思っておりますので、今後ともひとつ、より前向きに取り組んでいただきたいと思います。

それから、文化連盟の件をちょっと僕が申し上げますと、どうも私もそこへ少し入ってるメンバーの1人ですので手前みそな質問しとるん違うかなというふうに思われるのも何となく、ちょっと後ろめ

たいところもないことはないんですがね。しかし、これは別に私ここで、ええ格好して言ってるんじゃないんです。大勢の皆さんの中から出てきた役員会なり、それなりの会合の中で出てきた声でございますので、その声のひとつ耳を傾けていただいて文化祭をですね、より豊かなものにするために、こうして出演料というか、会場費をもらってる、それも含めて、今後どうあるべきかということを考えていただければありがたいということで、これも要望にしておきます。

それから、青少年ゆめ・感動体験事業です。これね、元阪神タイガースの矢野選手、おもしろかったですね、私、見せていただきました。本当に、こういうことを多くの市民の皆さんに、有名人というのか、スポーツ選手とですね、若い子が顔を見たり、また握手をしたりできるということは大変いいことだと思います。このゆめ・感動、まさにこのとおりのことですね、この事業は、是非、進めてもらいたい。ただ、先ほど言われた交付金は、153万円、この費用は継続して続くものなんですか。もう、ある限りやっってもらうということで答弁は結構です。

それから、文化財のことは、もう何回も先ほども要望ということにしましたので、念を押しますけれども、ただ、ここで私も気になることは、我々が余りはしゃぎ過ぎても、地域の事情というのが非常にあるんじゃないかなと、特に一津屋地域の人たちの気持ちを逆なでして余り一人走りしてしまうと、返って成るものも時間を費やさざるを得ないというようなことになるのかなという懸念も、それなりに持っています。でも、私と渡辺委員が、あのことを取り組んだことは何も、その我々のことだけを言うんじゃないしに、摂津のまちおこしの中に本当に、あそこを

使うべきだということからしてるんでね。この辺の話は地域の人とひざを交えて話さしてもらえれば、ようわかったということで、お互いがひざを突き合わせて話のできる問題であろうと思いますので、是非、地域感情というのが少しあるとするならば、是非、地域の皆さんのご意向を、十分くみ取るようにして、やっぱりまちおこしは、こうあるべきだということを伝えていただけるような場を、是非、設定していただきたいなというふうに思います。さっき、要望を言っておいて、また同じことを言うようですが、そう思っておりますので、これも要望で結構です。

ふれあいマラソンの件です。32回ですか、長く続いていますね。そういえば、私も一遍あいさつに行ったことがありますが、もう18年ぐらい前になります。これだけ歴史のあるマラソン、しかも淀川という堤を使って、今度、また生涯学習大学の皆さんが新しいアイデアで、淀川わいわいガヤガヤ祭をこの6月に計画しておられます。こういうのもドッキングして、ひとつ何かイベントをつくっていったら、なぜ、そういうことを聞くかということ、他市で淀川を使っておられるマラソンでは、若干、集まっておられるけたが違うんですね。そういうことから考えると、まだ摂津市には多くの皆さんにPRして、ここをイベントにして、どんどん盛り上げていく、まちおこしとまでは言いませんけれどもスポーツの、マラソンのことを伝えていけると、まだまだ余力は残ってる。まだそういうことができる部分が残ってると思いますので、是非、これはひとつ今までは単発的なマラソンでしたけども、今度は複合的に、いろいろな団体との話合いの中で、つくっていただければありがたいという

ふうに思います。

生涯学習出前講座については、わかりましたので結構でございます。

最後に総括的にということで教育長にお願いをいたしますが、踏み出されてる教育基本条例のことも含めて、今後の摂津市の教育のあり方、教育委員会のあり方などの抱負といたしますか、ビジョンといたしますかね、そういうものを語っていただければありがたいと思います。

○森西正委員長 大橋課長。

○大橋子育て支援課長 商店街等の空き店舗を活用した契約関係のお話でございますが、商店街に関わらず、その空いた店舗を活用して、そのオーナーさんと市と運営法人さんと3者で実施する共同事業だというふうに考えているということで、先ほどご答弁申し上げたんですけれども、その契約等の中でスムーズな契約ということでは、その法人さんがオーナーさんに対して賃借料を支払う。市は、その法人さんがオーナーさんに支払う賃借料の補助をすると、かつ、空き店舗ですから改修等の費用が必要になってくると思いますので、改修等は法人さんの方がする、その改修費用についても市の方が補助をすると、こういった事業スキームがスムーズなのではないかというふうに考えてます。ただ、おっしゃっていただいた直接、市がオーナーさんと契約して、それをまた法人さんという方法が取れるのか取れないのかと、取れないことはないと思うんですけれども、そのあたり、また今後、検討していきたいというふうには思います。

○森西正委員長 岩見課長。

○岩見総務課長 それでは、給食費の滞納の件について、経済的余裕がありながら給食費の滞納をしている世帯への対応は、どのようにしていくのかということ

でございます。学校給食法におきましては、学校給食に必要な建物、施設や備品、また、その経費、そして運営に要する費用は設置者の負担となっております、それら以外の経費、いわゆる食材料について児童の保護者が負担するということになっております。その分について保護者の方々から給食費として徴収をさせていただいておるものでございます。本当に、その給食費が支払えない家庭や、生活に困っておられる家庭では、特段の配慮等が必要と考えておりますけれども、本市といたしましても食材の選定や調理業務における工夫等によりまして、大阪府内でも安価な水準となるような給食費の設定となるよう努力をしているところでございます。しかし、ご指摘のように最近では給食費の滞納される家庭では、生活していく上で必要な支払いのうち、給食費の優先順位が低くされているといったようなケースもあるというふうに学校からもお聞きをしております。各家庭には、それぞれのご事情もあろうかと思いますが、経済的に余裕があるにも関わらず、お支払いいただけていない方々につきましては、その支払の督促、また少額訴訟といったような法的な手段にも移行できるように進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○森西正委員長 和島教育長。

○和島教育長 摂津の教育行政についての総括的なご質問で、特に学校教育に関わる問題であったかと思えます。つながりのまち摂津の今年度の学校教育目標、学校教育の方向性を示しておりますのは、摂津市教育委員会のスクールプラン2011でございます。その中では、協働で子どもたちの「生きる力」を育むことを目標に掲げております。そして、その



ために、従来より各小中学校では、確かな学力、豊かな心・人間性、そしてたくましく生きるための健康・体力を育むためのさまざまな取り組みが進められておりますけれども、その学校の姿は、目標とする学校の姿は、私たちは、以前から「行きたくてたまらない学校、学びのある教室」とそのような言葉で表現してきたところでもございます。

私は、この学校を実現していくために、まず何よりも、人材を育成して学校力を高めることが必要であるという考えに立ち、今日まで教育行政を進めてまいったところでもございます。特に学校組織の核となる人材の確保が急務でありまして、そのために教育委員会では、以前より教職員の研修の場でありまして、せつつ・スクール広場、あるいは、学校管理職の研修の場であります学校経営研究会など、そしてまたスクール広場では教職員の経験年数に応じたせつつ・スクール広場育成部会とか、未来部会とか、さまざまな取り組みを進めてまいりました。また授業力の向上ということから、国語部会や算数・数学部会とか教科研究の部会にも取り組んできたところでもございます。

今日の状況を見ておりましたら、私は多くの学校で、このような授業研究の核となる中堅若手は育ってきていると実感いたしております。そして次に求められますのは、私は、摂津の教育改革フォーラムなどでもご指導いただきました阪大の志水宏吉先生が言われております校長の強いリーダーシップのもとですべての教職員が子どもたちを育てるために、気持ちを揃えて、すべての教職員が気持ちをひとつにして、学校づくりに、授業改善に取り組んでいく、そのことが最も重要だと思っております。そして今日、校長会ははじめ、いろんな場面で、私は気持

ちを揃えた学校づくりをするよう指導しているところでもございます。

先ほどのご質問の中にもありましたが、大阪府の教育基本条例につきましては、先日もご答弁いたしておりますけれども、私は、やはり条例化して、職務命令して、そういう課題を解決していく、教職員を指導していく、そういうことではなくて、やはり私は先日も言いましたけれども、信頼関係の中で、粘り強く、そして目標はひとつですから、気持ちを揃えて学校づくりしていこうという、そういう取り組みを進めてまいりたいと考えております。今日のご質問の中でも、いろいろご指摘をいただきましたけれども、教育委員会では、やはり基本は子どもたちが育つ環境、学ぶ環境を整備充実していくことが大事なんだと私は思っております。教育委員会も、また学校と信頼関係のもとに施策を進めていきたい、今日までも学校現場にいろんな人材配置も行っておりましてけれども、今後も一層学校現場を支援してまいりたいと考えております。

○森西正委員長 柴田委員。

○柴田繁勝委員 最初に申し上げた保育所の待機の問題は、いろいろとお答えもいただきました。これ以上、幾ら詰めても難しい問題はあろうかと思いますが、我々としては、やっぱりこの待機者を1日も早く、取りあえずなくしていく。本来は、やっぱり正規な保育所の充足を図って、保育を求める人の要望に全部応えられるような、やっぱり体制をつくってもらいたい。最近のちまたの事情が、なぜ保育所へ預けたいという人がふえてきているかということは、もう私が言わなくても、共稼ぎ、また少しでも収入をふやさなきゃならない、やっぱり今日の社会情勢の中のこうした現状が、そうさせて

いるということです。

願わくば、我々は小さい頃はお母さんの、やっぱり胸の中で育てていくという、そういうことが一番望ましいのかなという、私は生意気ですけど常々そう思っていますけれども、現実にはそうはできない中で、今日は、子育てをしていく、子どもをお母さんたちに育てていってもらい、やっぱり少しでも期待に応えていけるということは、この待機数をなくしていくということに尽きると思うんです。へ理屈を申し上げてるようですけども、今日はこの辺で、また留め置きまして、今後この推移はどうなっておりますかということをお尋ねしていかなければいけない。やっぱり我々も見守っていかなければ、言いつ放しということは返って無責任にもなるかもわかりませんので今後、少しそういうことを見守っていきたいと思います。

それから給食の問題ですけど、確かに何回も同じことを言いますが、難しい問題ですけど、少しこれの重要性ということを考えてもらえない人がいるとするならば、強い形の中で、納入をしていただくという方法は講じていただかなければならないというふうに、いつも思います。ただ、私事で何か言うようで申しわけないですけど、常々思っています、僕は、子どもの頃から少し、やっぱりそういうことでは嫌な思いをして小学校、中学校を卒業してきました。学級費が払ってもらえないので、そのために学校へ行くのがつらかったというのも事実ありました。もし、そういう子どもが、給食費が払ってくれてないので学校へ行くのがつらいという子どもがいるとしたら、これも不幸なことだなというふうにも思う反面もあります。だから、痛しかゆしといひますかね、そういう気持ちもありますけれど

ども、筋論は筋論でとしまして、やっぱりきちっと、ずるがまかりとおすることは決してだめなんだという姿勢は貫いてもらいたいと思います。最後になりますが、教育長の方からおっしゃっていただいたことは、そのとおりだと思います。

私も何十年、この教育委員会ができて、どうやろかというようなことも、ちょっと考えた中で、やっぱり常に摂津の教育というのは、やっぱり摂津を大事にしてくれる教育委員会、市長を中心として教育委員会が、こうしてあるわけですから、その教育の方針というものは、例え、大阪のどの市が来ても摂津はきちんとした信念を持って、ビジョンを持ってやりますというようなことを述べてもらえるような、やっぱり教育体制というものをつくっていただきたいなど。8万5,000人の市にとって、あそこの教育というのはしっかりしてるでと、やっぱり、この頃は保護者の人も、それには、それなりのやっぱり協力もしてきてるでと。また学校も出前のようにですね、教育委員会も保護者のところへ行って、やっぱり十分ひざを交えて話をしてるでと。そういうことが我々議会にも、跳ね返ってくるような体制をつくっていただきたい。最後に生意気なことを申し上げましたけど、そういうことを要望して私の質問を終わります。

○森西正委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 先ほど、ご答弁いただいて、それに対しての再質問を忘れてたんですけど、修学旅行の件ですけど、修学旅行の費用を払えないでいる子どもは、どのくらいおるのかなという形で質問したときに、そのことを把握されていないということでご答弁いただいたんですけど、当然そういうことを把握されるべきじゃないかなと思うんですね。だから、

把握されて、もしか、そういう子どもたちがいるんやったら、その費用を、一体どうしとるねんということで、そんなことを当然、教育委員会としたら、知っとなあかんというふうに思うんです。

過去において、その質問したときには、そういうその先生方がその費用に関しては、それを埋め合わせをしているというような形を聞いたんですけど、昨日ですかね、生活保護者のことで新聞に載ったことがありました。市の職員がその生活保護者から泣きつかれて自分のポケットマネーで何万円か出してたっていうのが新聞に出てました。そのことに関して非常に、その気持ちはわからんでもないけど、それは適切な対応じゃないということで批判を受けてました。先ほど柴田委員からあった、給食費とかいうのは、これ食というの、これ非常にね、それはもう大変なことだと思っんですけど、それは子どもにとっては大変必要なことだと思っんです。その辺と、修学旅行というの、ちょっとそれニュアンス的に違うと思っんですよ。

現実問題として、その保護者として、その修学旅行の費用を払えない、それを、ひょっとしたら、その先生方、特に管理職の方々が、それを代弁して払うということになったら、完全にね、そういう事実があるんやったら、これは、やっぱり問題というふうにとらえます。私が、そういう情報を得たときに、そういう保護者もいてはるというふうに聞いたんで、そのことを知らんという、教育委員会が把握されてないということは、これも大きな問題と思っんですけど、その辺、前馬次長、どのようにお考えか、その辺きちんとご答弁いただきたいと思っます。

○森西正委員長 前馬次長。

○前馬次世代育成部次長 以前のご答弁

の中で、当時の担当課長が校長が自己負担しているケースもあると聞いています。申し上げたことは私も覚えております。池田市かどこかで、校長が自己負担して大きな問題となって新聞報道されたケースがありますが、現在では校長が自己負担しているケースについての報告は受けてはおりません。そんな意味で把握していないと、若狭課長の方が申し上げたと思っますが、さまざまな補助等で修学旅行そのものが、費用が払えてなくて行けない子どもは、いないととらえておりますが、再度、調査をしたいと思っます。ただ、おっしゃるとおり自己負担しながら子どもたちに学業の保障をしていくということは、義務教育の本来の姿ではないと思っしておりますので、もし、そういうことがあれば是正を図りたいと思っますし、現在は、ないものと思っます。

○森西正委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 現在、これは仮定の話で、もしかそういう形であって管理職が払ってる。ほんなら管理職になったら、そういうことを払わなあかんのかなというふうな、それは非常に、物事の論理からいったら考えられへんことで、その今まで、その過去において幾らか、その管理職になったら、それを払っておった、その費用を保護者に請求できるのかといたら、これどのようになるのかなと思ってね、そのことに関して。そういうことで行った子どもたちが将来、そのことを知ったときに、また子どもたちが、どういうふうにとらえるか。その辺のことに関しては、非常に、その単にかわいそうやから出したるといふようなことが、皆さん教育委員会でやっとする、その教育という関係から考えたときに非常に、これは軽はずみなことやないかと思っんです。

私はね、母子家庭やったんですけど、千葉県から岡山に変わったときに、今でも覚えとるんですけど、給食費の袋をもらえへんかったんですね、私だけね。

そのことで、皆、配ってるのに私だけ給食の袋をもらえへんかったかなと思って、母親に、その話をしましたら母親が電話して学校に聞いたら、いやあんたところ母子家庭やから、ちゃんとこっちでやってますというようなことを言われて、そのとき母親がね、先生方の気持ちは物すごくわかるんです、うちの子が、それによって、一般の家庭の子と、そういう形で恩恵をこうむって、私は育てる気は一切ないということで、母親が、そのことを拒否したことを覚えとるんですよ。そのことを、物すごい自分自身の誇りに思ってるんですよ。一切、母親が自分の、これは、ええか悪いか別にして、母親の一生懸命働いた金で爪に火をともしようなことをしながら、私を大学までやってくれたんですよ。そのことに私は非常に感謝しています。今、言ったような、ひとつの、修学旅行の金なんかでも、そういう観点から考えたときに子どもたちが、そのことを知ったときに非常に、どういう気持ちになるのか、その親は、そのことに関してどういうふう to 思ってるのか、管理職になったら、そういうことを支払いをせなあかんのかということ考えたときに何か、物すごく、これは物事の本末転倒しとるん違うかなというような感じがしてしゃあないんですよ。

だから、その辺なかったら、それに越したことはないんですけど、きちんと調査して修学旅行に行かれへんかったら我慢して、修学旅行へ行かれへんかったんやというて、しかし、おれ、一生懸命自分の子どもには、そういうことをさせたくないねんとか、将来家庭を持って、やっ

ぱりそういうことをしっかりと、現実には現実ということ把握さすということは大切なんですけど、一遍、調査して、それも報告していただきたいんですよ、きちりと。だから、知らないということは、その報告を受けてないから、なかったら、それで知らんということになるかしれん、過去において現実に、そういうこと摂津市であったわけですね。それで、そういうご答弁いただいたんで、だから、その辺のことにに関して、もう一度、答弁していただきたいと思います。

○森西正委員長 前馬次長。

○前馬次世代育成部次長 過去において、そういう答弁があったと申し上げて、それが事実であるかどうかの確認できておりません。現状では報告を受けてないということは、ないものと思いますが、改めて調査をしてご報告したいと思っております。

○森西正委員長 暫時休憩します。

(午後4時16分 休憩)

(午後4時18分 再開)

○森西正委員長 再開します。議案第22号所管分の審査を行います。本件については、補足説明を省略し質疑に入ります。ないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。暫時休憩します。

(午後4時19分 休憩)

(午後4時20分 再開)

○森西正委員長 再開します。議案第30号の審査を行います。本件については、補足説明を省略し質疑に入ります。

安藤委員。

○安藤薫委員 この件は、本会議で提案説明いただきましたが、社会教育法の改正によって公民館運営審議会委員の委嘱に関わる点で、条例が制定されるという

ことですが、社会教育法の改正によって、この公民館運営審議会委員の委嘱について、どのように変わっているのか、もう一回、確認の上でお聞かせいただきたい。それとこの社会教育法の改正が公民館運営審議会の委員の位置づけに変更があるのかどうか、それから条例制定において、これまでと、どこがどのように違っているのか、その辺の違いについて簡単にご説明いただけたらありがたいです。

○森西正委員長 岡本課長代理。

○岡本生涯学習課長代理 安藤委員の質問に対して、3点ご説明申し上げます。本来、公民館運営審議会の委員につきましては、社会教育法30条で定めておりました。今回、平成23年8月30日に公布されました、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、総称しまして第二次一括法といいます。これにより、社会教育法の一部改正が行われ、これまで社会教育法で定めておりました公民館運営審議会委員の委嘱、任命基準が削除され、これに伴い当該委嘱任命の基準は文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めることとなったため、今回、摂津市立公民館条例の一部改正を行ったものであります。なお、文部科学省令で定める基準につきましては、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに、学識経験のある者の中から委嘱することとなっておりますが、本市では既に公民館条例施行規則第4条において同文が明記されているため公民館条例に移行するものであります。条例を改正するにあたりましては、市民の自発的な社会教育活動への参画意識の向上を図ると共に、より幅広く市民の意見を取り入れるため文部科学

省令で定める基準に、あえて第5項といたしまして委員会が適当と認める者を加えるものでございます。

○森西正委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 大変長い法律での改正に伴ってのものだということなんですけども、法律の制定に基づいてということですね。公民館運営審議会という位置づけが今までは法的に、委嘱は学校教育関係者とか、社会教育関係者、位置づけがされていたものが削除されて、それを地方自治体の方で条例で決めなさいよと、ただ、決めるに当たっては勝手に決めるんじゃないくて、参酌してやりなさいということですから、法律で削除しておきながら参酌してやりなさいという、ちょっと矛盾も感じながらですけども、そういうことだということでございます。それで、条例の中で今、ご説明いただきましたが、今までの基準にプラスして市民の中から委員会が適当と認める者ということで追加されているということですが、これは具体的にいえば、市民公募をするということなのではないでしょうか、その点を聞かせてください。

○森西正委員長 岡本課長代理。

○岡本生涯学習課長代理 北摂各市の状況では、参酌して、そのまま条例に何も加えないという市が2市ございます。ただし、本市につきましては、特に5項といたしまして教育委員会が認めた者、この具体的には、例えば、市民公募であるとか、もしくは、公民館利用者と具体的に記入すれば、幅がかなり狭くなりますので、特に教育委員会が認めた者という状況をあえて計上させてもらった次第でございます。

○森西正委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 今までよりも、より幅広く参加していただくということだという

ふうに理解をしたわけですが、余り狭めれば、この人ということになってしまうけども、逆に広げ過ぎれば、一体どういう、今回、その委員さん、委嘱する対象の方がどういった人に広げるために、これを設けたのかという意図と目的が、ちょっとわかりにくくなるのかなというふうに思うんです。公民館運営審議会のメンバー、現在、以前にお聞きしますと任期が2年ということですから、今回、条例改正したとしても今の任期が切れるまでについては、その市民公募、もしくは、新たな基準で委嘱する方は入ってこれないのかなというふうに思ってるんです。その公民館運営審議会委員に新しく基準を広げられたという、その意図するところですね、公民館運営審議会委員に何を求めているかとしているのか。例えば、公民館というのは、もちろん地域で社会教育の拠点ともなっていて、先日の質問でも公民館まつりでは非常に少ない予算の中で、マンパワーによって地域の皆さんと一緒に、公民館職員と一緒に、その公民館活動を活性化させようというお祭りもやられているわけで、今後、ますます地域の皆さんとの協働も広げていこうというような考えをお持ちなのかなというふうに思うわけなんです。その公民館運営審議会委員を広げられて何を期待してやっていこうとされているのか、教育委員会として認める者というのは、もう基準的には、どんな人なのか、それだけご答弁をお願いします。

○森西正委員長 岡本課長代理。

○岡本生涯学習課長代理 現状でございますけれども、学校関係から1名、社会教育団体から6名、家庭学級実践者から1名、学識経験者から4名という内訳になっておりますけれども、元来、摂津市立公民館としましては地域に6館ございま

す。それで、よりよく意見を求めるためには、やっぱり公民館活動をされて、実際に利用されている方から、意見を聞いて、それを参考にして、講座活動であるとか、いろんな状況、フィールドワークに利用したり、そういう意見を求めるために、できれば公民館利用者等がいいんじゃないかという考えはするんですけども、公民館利用者だけになりますと一般市民から公募はしないのかという状況になりますんで、このあたり難しいところで、あえて教育委員会が認めた者とさせていただきますところでございます。

○森西正委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 今後、どちらにしても、その公民館運営審議会のメンバーが広がって、いろんな角度から、この公民館の運営について議論をしていただくということは悪いことではないと思います。おっしゃるように利用者だけでなく、利用されていない方にも公民館の運営についてわかっていただいて、一緒に審議に参加していただくという点でも、公民館活動を幅広く地域の中に根ざしたものにしていくという点では重要なことではないかなというふうにも思いますので、またこの具体的に、どんな方々を募集していくのかということについては、まだ時間があるようですので、募集をするときには、きちんとした明確な目的を持った形でやっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

○森西正委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 以上で質疑を終わります。暫時休憩します。

(午後4時28分 休憩)

(午後4時30分 再開)

○森西正委員長 再開します。討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 討論なしと認め、採決します。議案第1号所管分について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。議案第9号所管分について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。議案第22号所管分について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。議案第30号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。暫時休憩します。

(午後4時31分 休憩)

(午後4時33分 再開)

○森西正委員長 再開します。

本委員会の所管事項に関する事務調査についてを議題とします。委員各位もご承知のとおり、平成24年度から委員会行政視察が復活いたします。つきましては、当委員会でも、まず目的、必要性を議論し、視察を実施するのもしないのか、また行う場合は視察先、日程、視察内容等を決定しなければなりません。本日は、次年度視察を行うかどうか委員の皆様を確認をとりたいと思います。委員会視察を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 異議なしと認め、委員

会視察を行うことに決定します。なお、時間の関係上、今回の会期中に視察先等の決定は困難かと思われますので、本会議最終日において常任委員会の所管事項に関する事務調査について、閉会中に調査することが諮られます。本委員会の所管事項については、学校教育行政について、社会教育行政について、児童福祉行政について、平成24年度末まで閉会中も調査することにいたしたくと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。それでは、次回開催時は視察内容、候補地、複数の希望日等を提案いただきますよう検討をお願いします。これで本委員会を閉会します。

(午後4時35分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

文教常任委員長 森西 正

文教常任委員 大澤千恵子